

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 47 件

国民年金関係 9 件

厚生年金関係 38 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 61 件

国民年金関係 19 件

厚生年金関係 42 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

昭和41年12月に勤めていた会社を退職した後、42年4月ごろに私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所でした。加入後は、さかのぼって納付できる期間の夫婦二人分の保険料を納付し、その後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に市役所又は銀行で納付してきた。自営業の経理を委任していた税理士が記載した、50年の所得税の確定申告書(控)を所持している。ここに記載している金額は、同年1月から同年12月までの間に夫婦二人が納付した金額を記載しており、納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、昭和45年5月28日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出された後、41年12月から、60歳で資格を喪失する平成8年\*月までの保険料を申立期間を除き納付していることが確認できる。また、申立人の妻も、昭和41年12月から、60歳で資格を喪失する平成10年\*月までの保険料を申立期間を除き納付していることが確認でき、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後は現年度納付されており、納付意識の高い申立人夫婦が申立期間の保険料を納付しなかったとみるのは不自然である。

さらに、申立人が提出した税理士が記載したとする昭和50年の所得税の確定申告書(控)を見ると、国民年金保険料として2万5,760円と計上しており、この金額は、同年の夫婦二人分の保険料額とほぼ一致している。なお、申

立期間をはさむ、46年から49年までの期間及び51年の確定申告書(控)を見ると、いずれの確定申告書(控)も当時の納付済保険料額とほぼ一致しており、確定申告書(控)の信憑性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

夫が昭和41年12月に勤めていた会社を退職した後、42年4月ごろに夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を市役所でした。加入後は、さかのぼって納付できる期間の夫婦二人分の保険料を納付し、その後は、私が夫婦二人分を一緒に市役所又は銀行で納付してきた。夫が自営業の経理を委任していた税理士が記載した、夫の50年の所得税の確定申告書(控)を夫が所持している。ここに記載している金額は、同年1月から同年12月までの間に夫婦二人が納付した金額を記載しており、納付済みと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付状況をみると、昭和45年5月28日に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出された後、41年12月から、60歳で資格を喪失する平成10年\*月までの保険料を申立期間を除き納付していることが確認できる。また、申立人の夫も、昭和41年12月から、60歳で資格を喪失する平成8年\*月までの保険料を申立期間を除き納付していることが確認でき、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後は現年度納付されており、納付意識の高い申立人夫婦が申立期間の保険料を納付しなかったとみるのは不自然である。

さらに、申立人が提出した税理士が記載したとする申立人の夫の昭和50年の所得税の確定申告書(控)を見ると、国民年金保険料として2万5,760円と計上しており、この金額は、同年の夫婦二人分の保険料額とほぼ一致してい

る。なお、申立期間をはさむ、46年から49年までの期間及び51年の確定申告書(控)を見ると、いずれの確定申告書(控)も当時の納付済保険料額とほぼ一致しており、確定申告書(控)の信憑性は高いものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和42年に結婚し、その後の国民年金については妻が夫婦二人分の保険料をまとめて毎月集金人に納めてきた。一昨年と思うが、ねんきん特別便が来て未納期間が有ることが分かり、領収書を探していたら申立期間に係る別名の受領書が出てきたので、社会保険事務所（当時）及び市役所で調べてもらったところ、納付していると言われた。

私は国民年金保険料を間違いなく納めているので、その分の年金をもらえなかったら悔しいし情けない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納めてきたし、申立期間に係る別名の受領書を持っているので、申立期間の保険料は間違いなく納付していると申し立てている。

そこで、申立人の保険料納付記録をみると、60歳に達するまでの国民年金加入期間213か月において、12か月と比較的短期間である申立期間を除いて未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の妻は、申立期間の保険料は納付済みである上、申立期間に後続する昭和45年度から47年度までは、夫婦同一日の納付であることが、夫婦が所持する受領書から確認でき、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたとの申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人は、申立期間である昭和44年度につき、町が交付した一字違いの別名の受領書を所持しており、保険料が未納であれば受領書の交付そのものが無い点を踏まえると、納付済みの申立人に対し、行政側が間違っ一字違いの別人の受領書を交付した可能性を否定できない。

加えて、申立人は、別名の受領書がある昭和 44 年度を除いて、40 年度から 47 年度までは申立人名義の受領書を所持しており、この継続性を踏まえると、申立人は、44 年度の受領書につき、別名であることに気付かず、今まで通り受け取り、そのまま保管したものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

私は、会社を退職した後の昭和52年8月1日に自分で国民年金に加入し、金額と納付方法は忘れたが毎月自分で保険料を納めてきた。

平成19年に年金記録の確認をした際、昭和52年8月及び同年9月の納付記録が追加され、53年2月及び同年3月の納付記録を取消処理されたが、どうしてこんな処理になったのか分からない。加入後は一度も漏らさず納付してきたので申立期間は間違いなく納付しており、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間である上、申立人の納付記録をみると、申立期間を除く国民年金加入期間374か月の保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後の納付記録をみると、加入当初の昭和52年8月及び同年9月の保険料並びに申立期間後の保険料は現年度納付済みであることが市の被保険者名簿から確認できる。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の仕事及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立期間についても、申立期間前後と同様に、現年度納付がなされていたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から40年3月まで

私は、A組合の役員に勤められ、昭和35年10月ごろにB市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金制度が始まった時からその組合の役員に集金で保険料を納付し、申立期間も同様に納めた。

当時は各町内会にA組合があり、市役所の依頼を受けて、その役員が税金等の徴収を行っており、高徴収率の時には戻り金が還付されていた。私も2年間その役を務めた経験がある。

申立期間の前後の期間は納付しており、未納期間に対してあるはずの督促を受けたことも無い上、これまでどんな税金も滞納したことが無いので、納付の事実を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和36年4月の国民年金制度発足以降、45年7月に厚生年金保険被保険者となるまでの間について、申立人の納付記録をみると、申立期間12か月を除き、前納を含む現年度納付がなされていることが市の被保険者名簿の記録により確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳を見ると、申立期間直前の3年度分については、検認印が押され、印紙検認台紙欄が切り取られている。一方、申立期間については、検認印、国民年金印紙の貼付が見られず、印紙検認台紙欄の切り取りもなされていないものの、現年度納付がなされている直後の昭和40年度分についても同様の取り扱いになっている。この点については、申立期間当時、市には納付組織が存在するとともに、年金手帳を市が保管管理していた形跡が広報紙の記述から確認できることから、市では、申立期間である39年度から、通

常の印紙検認方式による取扱いではなく、納付組織による集金表等を用いた納付記録の管理を開始したものと推定でき、事務的混乱により過誤が生じた可能性は否定できない。

さらに、申立人は、申立期間前後の期間を含め、住所に変更は無く、家業のB業を営んでおり、生活状況に特段の変化も見られない。

これらの点を含め、申立人の納付意識の高さに鑑<sup>かんが</sup>みると、申立期間については、前後の期間と同様、現年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び51年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和51年7月から同年9月まで

私と妻は、国民年金に加入していなかったが、父から、近所の人が年金を掛けずに亡くなったため、その家族に年金が支給されなかったことを聞いたので、妻が、急いで夫婦の国民年金の加入手続を行った。

加入後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたのに、私だけ上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で払い出されているとともに、その加入動機から、基本的に夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付する意思があったものと考えられる上、申立人の保険料を一緒に納付してきたとする申立人の妻は、申立期間①及び②は保険料を納付済みである。

また、申立期間①について、当初、申立人の妻も未納期間とされていたところ、平成11年9月に納付済期間に記録訂正されていることがオンライン記録により確認でき、当時における行政側の記録管理に不備があったことをうかがわせる。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間である上、申立人及びその妻は、加入手続後に納付を開始したとみられる昭和42年4月以降60歳期間満了まで、申立期間①及び②を除き、ともに保険料を完納していることなどを踏まえると、申立期間①及び②の保険料について、妻が自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

私は妻と共に国民年金に加入してからは、申立期間以外はすべて保険料を納付してきた。

免除してもらっていた期間の保険料も、後日追納し、未納期間の無いように心がけてきた。

申立期間当時は、商売も順調であり、夫婦二人分の保険料を3か月ごとに訪れる集金人に納付し、納付書などが送付されれば、間違いなく納付していたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料についても一緒に夫婦二人分を納付してきたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で、昭和37年4月9日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期からみて、申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、昭和62年1月から63年3月までの免除期間の保険料については追納するなど未納期間の解消に努めており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、納付意識の高い申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで

私は夫と共に国民年金に加入してからは、申立期間以外はすべて保険料を納付してきた。

免除してもらっていた期間の保険料も、後日追納し、未納期間の無いように心がけてきた。

申立期間当時は、商売も順調であり、夫婦二人分の保険料を3か月ごとに訪れる集金人に納付し、納付書などが送付されれば、間違いなく納付していたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は夫婦一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料についても一緒に夫婦二人分を納付してきたと申し立てているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で、昭和37年4月9日に払い出されており、この手帳記号番号払出時期から見て、申立期間の保険料を納付することは可能である。

また、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、昭和62年1月から63年3月までの免除期間の保険料については追納するなど未納期間の解消に努めており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、納付意識の高い申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料のみを未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から55年3月まで  
② 昭和56年4月から61年9月まで  
③ 昭和62年7月から平成元年1月まで  
④ 平成3年9月

義父から国民年金への加入を強く勧められたので、昭和45年11月の結婚後すぐに、自分自身でA区役所に出向き手続したはずである。

申立期間①については、昭和54年ごろまでは、自宅に来ていた集金人に元夫の保険料と一緒に納付したはずである。

申立期間②及び③については、同じく元夫の銀行口座から夫婦二人分の保険料を口座振替で納付したはずである。また、昭和57年4月から61年9月までについては、免除申請した記憶もない。

申立期間④については、納付時期についてははっきりとは覚えていないが、B市への転居後に銀行の口座振替ができなかった分の保険料を納付書で納付したはずなので、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、オンライン記録をみると、申立人は、当該期間前後の国民年金保険料は現年度納付している上、申立期間は1か月と短期間である。

また、B市保存の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立人は、離婚後、平成3年10月からの国民年金保険料について、口座振替を開始していることが確認でき、納付の意思を持って口座振替を開始しようとした申立人が、その直前の1か月の保険料のみを放置したとは考え難い。

さらに、上記収滞納一覧表を見ると、申立人は、申立期間直前の平成3年4月から同年8月までの国民年金保険料について、同年9月20日に一括納付していることも確認でき、同年9月である申立期間の1か月のみを未納のまま放

置したとするのは不自然である。

一方、申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、元夫の保険料と一緒に集金人に納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 5 月 13 日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、当該期間のうち、45 年 11 月から 52 年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、53 年 1 月から 55 年 3 月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間①は 113 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

次に、申立期間②及び③の国民年金保険料について、申立人は、元夫の保険料と一緒に元夫名義の銀行口座振替により納付したと申し立てている。

しかし、申立人が、当時、口座振替を行ったとする銀行に照会したところ、元夫の口座は確認できたものの、当該口座から国民年金保険料が引き落とされた記録は確認できないとの回答であった。

また、申立人及び元夫の特殊台帳を見ると、少なくとも昭和 57 年度から 59 年度までについて免除申請が行われた記録が確認でき、免除については毎年度申請手続が必要であったことから、行政庁が 3 回にわたり事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

さらに、申立期間②及び③は合わせて 85 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成12年3月については、38万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月16日から12年8月26日まで

私は、A社に勤務していた平成11年9月16日から12年8月26日まで、毎月40万8,890円の給与を受け取っていた。

オンライン記録によると、申立期間中の標準報酬月額が、平成11年9月から12年3月までは32万円、同年4月から同年7月までは38万円とされている。申立期間について、標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（以下、「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成12年3月については、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、会社倒産のため資料等が残っておらず、不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな



いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、平成 11 年 9 月から 12 年 2 月までについては、同年 4 月分の給与明細書で確認できる同年 3 月の厚生年金保険料控除額（追加徴収前）から判断して、申立人は、当該期間についても標準報酬月額 32 万円に基づく保険料を控除されていたと推認され、このほかに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらないことから、特例法に基づく記録訂正は認められない。

また、平成 12 年 4 月から同年 7 月までについては、申立人保管の給与明細書等で確認できる保険料控除額及び報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録と同額の 38 万円と認められ、このほかに、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は見当たらないことから、特例法に基づく記録訂正は認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から5年3月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から3年5月1日まで  
② 平成3年5月1日から5年4月1日まで

A社からB社に出向していた期間のうち、平成元年4月1日から出向が終了する3年5月1日までの標準報酬月額（オンライン記録によると9万8,000円）が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。2年12月分の給与明細書及び源泉徴収票等を保管しており、当時の給与支給額及び社会保険料控除額が確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい（申立期間①）。

A社に勤務していた期間のうち、平成3年5月1日から5年4月1日までの標準報酬月額（社会保険庁の記録によると9万8,000円）が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。3年10月分の給与明細書を保管しており、当時の給与支給額及び社会保険料控除額が確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成元年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年4月までは53万円と記録されていたところ、申立人がB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成3年5月1日）から約2年後の5年4月7日付けで、元年4月1日に遡<sup>てきゆう</sup>及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、B社に係る不納欠損決議書によると、同社では、遡及訂正後も、なお

多額の社会保険料の滞納があり、平成20年に不納欠損処理されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る遡及訂正は、2度の定時決定（平成元年10月1日及び2年10月1日）を超えて行われているほか、新たに平成元年4月1日の月額変更が追加されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同一日の平成5年4月7日付けで、当時の取締役及び従業員合わせて16人に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、B社に係る商業登記簿によると、申立人は昭和61年11月30日から平成3年4月1日まで同社の取締役であったことが確認できるところ、遡及訂正が行われた時期は、出向元のA社に戻ってから約2年後であり、申立人は、「A社に戻った後は、C業務担当の取締役で、B社の仕事にかかわることはなかった」旨陳述している。

以上の事情を総合的に判断すると、平成5年4月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考へ難く、申立人について、元年4月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た同年4月から同年11月までは47万円、同年12月から3年4月までは53万円と訂正することが必要である。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人がA社を退職する約4か月前の平成5年3月30日付けで、申立人に係る標準報酬月額が、3年5月1日に遡及して53万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できるところ、申立人から提出された同年10月分の給与明細書によると、給与から控除された厚生年金保険料は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）に見合う額であることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票の事跡によると、同社は事業不振のため、当時多額の社会保険料を滞納し、納付計画をめぐり、社会保険事務所と交渉を重ねていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る遡及訂正は、2度の定時決定（平成3年10月1日及び4年10月1日）を超えて行われているほか、遡及訂正処理の翌々の平成5年4月1日付けの月額変更において、再び元の53万円に戻されており、不自然な処理が行われていることが認められる。

加えて、オンライン記録によると、申立人と同日の平成5年3月30日付けで、取締役及び従業員合わせて11人（申立人を除く）に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は昭和57年7月24日から平成5年3月31日（遡及訂正処理の翌日）まで同社の取締役であったことが認

められるところ、申立人は、「A社ではC業務、D業務等を担当していた。財務及び社会保険事務は社長及び常勤監査役等が処理しており、自分の標準報酬月額が遡及して引き下げられていることは社会保険事務所からの連絡で初めて知った」旨陳述している。また、A社に係る滞納処分票によると、同社側の交渉担当者に申立人の氏名は確認できないほか、当時財務担当の取締役であった者から、「申立人はC業務の担当であり、標準報酬月額の変更処理を行う権限は無かった」旨の陳述が得られた。

以上の事情を総合的に判断すると、平成5年3月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、3年5月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B部門における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社し、平成14年6月28日まで継続して勤務していた。

オンライン記録によると、A社勤務期間のうち、同社B部門に勤務していた昭和44年3月20日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間において、A社B部門に勤務していたことは間違いなく、勤務期間の途中に厚生年金保険未加入期間があることは納得できないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員カード、雇用保険の記録、転勤により申立人と同一日に同社B部門で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、申立人と同じく被保険者期間に1か月の空白が認められる同僚が保管する給与明細書における昭和44年3月の厚生年金保険料控除記録、及び申立人と一緒に同社C本社に異動した旨陳述している同僚の厚生年金保険加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA社B部門から同社D部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門における昭

和 44 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A 社が保管する同社 B 部門に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の被保険者資格の喪失日は、オンライン記録どおりの昭和 44 年 3 月 20 日と記載されていることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和54年11月12日にA社に入社し、平成9年3月17日に退社するまで継続して勤務した。途中、工場地移転に伴い昭和55年8月1日から同社B工場に異動となった。

オンライン記録によると、A社B工場異動に際し、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和55年7月31日とされており、同年7月の1か月が厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間当時の給与明細書を保管しており、昭和55年7月の厚生年金保険料を控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が保管するA社に係る給与明細書（昭和55年1月分から同年11月分まで）の厚生年金保険料控除記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和55年8月1日にA社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年6月の社会保険事務所（当時）の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、事業主が資格喪失日を昭和 55 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和25年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月1日から同年2月1日まで

私は、昭和22年9月にA社に入社し、59年1月に退職するまで正社員として継続して勤務していた。入社後2年余は同社D工場で勤務し、25年1月1日付けで同社C工場に異動となったが、異動直後の同年1月1日から同年2月1日までが厚生年金保険に未加入とされている。

申立期間においてA社C工場で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された申立人に係る労働者名簿及び同僚の陳述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年1月1日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和25年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和25年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から26年6月20日まで

私がD職として勤務していたC社は、昭和25年6月30日にA社に吸収合併されたが、私は同年7月1日付けで同社に引き続きD職として採用され、50年2月まで継続して勤務した。

オンライン記録によると、私のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和26年6月20日とされており、同社入社時の25年7月1日から26年6月20日までの被保険者記録が見当たらない。

申立期間は病気により休職していたが、A社入社時の辞令から同社入社日が昭和25年7月1日であることが確認でき、また、申立期間中も給与が支給され厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る退職者名簿の記録、申立人が保管する復職の辞令及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間において、療養のため休職はしていたものの、A社に在籍していたことが確認できる。

また、当時、A社E工場において社会保険事務を担当していた旨陳述している同僚から、「前任者から、申立人は病気で休職して、傷病手当金を受給しているのので、社会保険料を控除した上で、同手当金を送付するよう引継ぎを受けたことを記憶している。申立人は、入社時から傷病手当金を支給されていたと

思う」旨の陳述が得られた。

さらに、当該同僚が保管する当時の日記及び控除金額メモ（健康保険料、厚生年金保険料、組合費及び社宅等）により、昭和25年10月5日に申立人ほか病欠社員に対し傷病手当金と思われる金銭を送金したこと、及び26年3月及び同年4月の傷病手当金から厚生年金保険料として120円が控除されていることが確認できるほか、当時の厚生年金保険料率（1000分の30）から算定すると、120円の控除額（個人負担分）はA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の被保険者資格の取得時（昭和26年6月20日）の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

加えて、C社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年7月1日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、間を空けることなくA社にD職として採用された旨陳述している同僚、及び当該同僚が、「自分及び申立人と一緒にC社からA社に移った」旨陳述している別の同僚は、同社において同年7月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚は、「申立人は、私と一緒にC社からA社に異動した。申立人は、同社入社時からしばらくの間は休職していたが、C社でD職であった者は全員がA社で正社員として採用されたので、申立人も自動的に厚生年金保険に加入したはずである」旨の陳述が得られた。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の社会保険事務担当者が保管する控除額メモの昭和26年3月及び同年4月の厚生年金保険料控除額から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 大阪厚生年金 事案 5347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和29年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和29年3月5日から同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、同僚の厚生年金保険資格の取得及び喪失記録並びに申立人の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和29年5月31日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和29年6月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から同年8月4日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成12年8月4日の直前の同年7月31日付けで、24万円から20万円へと遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されている。

しかし、申立人提出の給与支給明細書を見ると、申立人の給与額にはこのような記録の訂正を届出するに相当する変動は無く、また、申立期間に事業主により給与から控除された保険料は、24万円の標準報酬月額に相当する保険料控除額であることが確認できる。

さらに、A社においては、申立人を含む16人の従業員が、申立人と同様に、標準報酬月額を遡及訂正されていることが確認できる。

加えて、滞納処分票により、申立期間においてA社は、厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年5月26日に、資格喪失日に係る記録を54年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、53年5月から同年9月までは15万円、同年10月から54年1月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月26日から54年2月22日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社のB事業所に勤務した期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録から、申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる従業員のうち、申立期間当時、同社のB事業所に配属されていたとする同僚に照会したところ、複数の同僚から、「申立人は、正社員として週6日、9時から17時まで勤務していた」との陳述が得られた。

さらに、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、A社のB事業所の従業員数は10人ぐらいであったと陳述しているところ、申立人及び複数の同僚が氏名を記憶している同社B事業所勤務の同僚8人について、オンライン記録をみると、8人全員が申立期間に厚生年金保険の加入記録があることが確認できることから、当時、同社のB事業所に配属されていたほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、A社のB事業所で勤務し、同社における被保険者期間が申立人とほぼ同時期であり、申立人と同じ年齢の同僚に係る昭和53年4月から54年1月までの社会保険事務所の記録から、53年5月から同9月までは15万円、同年10月から54年1月までは17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和53年5月から54年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和46年5月31日）及び資格取得日（昭和46年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月31日から同年10月1日まで

私は、昭和46年2月から57年11月まで、A社に正社員として在籍しB業務等を行っていた。

しかし、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会を行ったところ、申立期間が空白期間となっている旨の回答を得た。

昭和46年5月時点で10年間継続して勤務した者に与えられる表彰状のとおり、A社で、いったん退職した覚えはなく継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和46年2月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年5月31日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録により、申立人は申立期間を含めA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人提出の昭和56年5月26日付けC協会から授与された表彰状は、同一のC製品の販売事業所において10年以上正社員として継続して勤務していた者に授与されるものであることから、申立人は申立期間において、勤務形態及び業務内容に特段の変化は無かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時、社会保険事務を担当していた同僚からは、「当時、

A社ではアルバイト等はおらず全員正社員であり、在籍していたすべての従業員を社会保険に加入させていた」旨の陳述が得られたほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、いったん退職した等の事情があった2名を除き、申立人と同質の業務に従事していた同僚の加入記録には空白期間が生じていないことから、同社が申立人の保険料控除を継続させなかった特段の事情等は見当たらない。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年4月及び同年10月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の後継会社であるC社は、「資料が残っておらず、申立期間当時の状況は不明」と回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年5月から同年9月までの保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年9月1日、資格喪失日は24年5月15日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年9月から同年11月までは5,100円、同年12月から24年4月までは6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から24年2月25日まで

私は、申立期間もB社及びその関連会社で勤務していたが、申立期間の加入記録が無い。60年も前の書類など保管していないが、間違いなく申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人がB社において被保険者資格を喪失した昭和23年8月1日又はその前日の同年7月31日に被保険者資格を喪失し、同年8月1日及び同年9月1日にA社という事業所で資格を取得している者が多数みられる。

そこで、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人と氏名及び生年月日が一致する未統合の被保険者記録(資格取得日は昭和23年9月1日、資格喪失日は24年5月15日)が確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、申立人と氏名及び生年月日が一致する未統合の被保険者記録(A社における資格取得日は昭和23年9月1日、資格喪失日は24年5月15日)が確認できる。

加えて、同僚の陳述内容から、申立人が当該期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

上記のA社における未統合の被保険者記録は、申立人主張の申立期間とおお

むね符合している上、氏名及び生年月日がいずれも一致していることなどから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の未統合となっているA社における被保険者記録から、昭和23年9月から同年11月までは5,100円、同年12月から24年4月までは6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から同年7月1日まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。所持している同社の給与支払明細書から保険料が控除された月数と比較して、厚生年金保険の加入月数が1か月少ないことに納得がいかない。

申立期間に係る給与支払明細書を提出するので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した給与支払明細書から、申立人が申立期間もA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和43年7月分の給与支払明細書の保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、社会保険事務所の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録した

とは考え難いことから、事業主が昭和43年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。しかし、同社には平成15年8月末日まで勤務していたので、同年8月が厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

申立期間に係る給与支払明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立人が平成15年8月31日までA社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成15年7月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとすることから、事業主が平成15年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。私は、昭和45年にD社に入社し、現在も継続して同社に勤務している。申立期間も同社で勤務していたと思っていたが、E資格取得者をA社B支店に配置する必要があったため、私も出向という扱いになっていたことを、58歳の時に社会保険事務所から書類が来て初めて知った。

出向中も継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社の人事記録及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、昭和45年4月に同社に入社し現在も同社の社員であり、申立期間については、A社B支店に出向していたことが確認できる。

また、出向元であるD社の人事担当者は、「給料支払記録等の記載から、出向中についてはA社B支店で給与を支給しており、厚生年金保険料控除についても同社で行っていた」と陳述している。

さらに、D社の同僚が所持していた給料支払明細書を見ると、同人がA社B支店に出向中の給与はA社から支給され、厚生年金保険料が控除されていることが認められるほか、申立期間と同時期又は近接する時期に同社B支店



に出向しているほかの二人の同僚も、出向期間については、同社B支店において被保険者であったことがオンライン記録から確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社B支店）により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年4月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管する申立人の「被保険者資格記録事項訂正について(通知)」を見ると、申立人の出向に伴う資格取得日が、事業主の届出により、昭和50年3月16日から同年4月1日に訂正されていることから、事業主が同年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成10年9月11日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月11日から同年9月11日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のB厚生年金基金におけるA社に係る加入期間については、厚生年金基金連合会発行の年金支給義務承継通知書において、資格喪失日が平成10年9月11日と記載されているところ、同基金は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への届出書は、7枚複写式の所定様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成10年9月11日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和25年10月10日に、資格喪失日に係る記録を26年1月1日に訂正するとともに、同社D出張所における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年10月10日から26年1月1日まで  
② 昭和26年3月24日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。

申立期間①については、会社の辞令ではE出張所勤務となっているが、実際はD出張所で勤務した。また、申立期間②については、D出張所からF出張所へ転勤した時期であり、昭和26年3月末までD出張所で勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社の在籍期間証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間もA社に勤務（昭和25年10月採用によりA社E出張所に配属）していたことが確認できる。

一方、オンライン記録から、A社E出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、B社は、「当社では入社日から厚生年金保険に加入させる取扱いをしており、勤務先の事業所が適用事業所でない場合は、上部機関の支社で加入させていた。このことから、申立期間だけ保険料を控除していないとは考え

難しい」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年10月入社時の給与辞令に記載されている給与の支払額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年10月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B社の在籍期間証明書、同社事務担当者の陳述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和26年4月1日にA社D出張所から同社F出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D出張所における昭和26年2月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付事務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和26年4月1日とすべきところを同年3月24日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和27年3月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月11日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和27年3月11日に入社し、平成6年1月16日に退職するまで継続して勤務していた。

全期間の給与明細書を所持しており、それをみると昭和27年4月から平成6年1月までの給与から、合計502か月の厚生年金保険料が控除されている。

ところが、社会保険庁（当時）の記録によると、501か月の被保険者期間とされており、納得できない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、雇用保険の記録及びB社から提出された人事記録により、申立人がA社に昭和27年3月11日に入社し、平成6年1月16日に定年退職するまで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和27年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る昭和38年5月16日の記録を同年8月1日に、資格取得日に係る41年3月26日の記録を40年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月16日から同年8月1日まで  
② 昭和40年9月26日から41年3月26日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間①及び②について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和32年3月15日にB社に入社し、63年1月15日まで両申立期間を含め、正社員として継続して同社に勤務していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、C健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年3月16日にA社からD社に在籍出向、同年8月1日に同社からA社に復帰。同日に同社から同社E部門に異動。40年9月26日にA社F部門から同社G部門に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所の記録から3万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における41年3月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主

は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和27年9月に入社して、63年3月に退職するまで継続して勤務した。申立期間は、同社C支店からD社へ出向した時期である。申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出された在籍期間証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年4月1日にA社C支店からD社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和31年12月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 22 日から 38 年 2 月 25 日まで  
② 昭和 38 年 3 月 6 日から同年 8 月 16 日まで  
③ 昭和 38 年 9 月 2 日から 43 年 9 月 21 日まで

A社を結婚のため昭和 43 年 9 月に退職後、同年 10 月には夫の住むB県に移り住んだ。脱退手当金が支給されたとされる 44 年 3 月 17 日には長男を妊娠中（昭和 44 年\*月\*日出産）であり、C県の自宅までの遠距離移動は無理な状態である。脱退手当金は受け取っておらず、納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶もなく、受給していないとしている。

そこで、申立人の記録を確認すると、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 43 年 11 月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、A社の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が記載されているページとその前後各 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和 43 年 9 月 21 日の前後 2 年以内に資格を喪失した者 7 名の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があるのは申立人を含む 2 名のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人と同時期に勤務していた同僚は、「退職時に会社から脱退手当金についての説明は無く、代理請求手続及び受領も行っていない」と陳述している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月1日から30年4月18日まで  
② 昭和31年2月3日から同年6月28日まで  
③ 昭和31年7月13日から32年6月25日まで  
④ 昭和32年9月1日から33年6月26日まで  
⑤ 昭和33年6月18日から同年10月18日まで

昭和62年5月19日に年金受給手続の際にしらべてもらったところ、脱退手当金が支給されていると教えてもらった。

脱退手当金が支給されたとする時期よりも後に就職した事業所を辞めた後も、将来年金を受けたい気持ちで第4種の任意継続にも切り替えて、保険料納付も行ってきた。

A社を辞めた際に、何かもらったように思うがよく覚えていない。A社からB社の間の脱退手当金をもらった記憶が無く納得がいかないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所であるB社での厚生年金保険加入期間は脱退手当金の請求要件である24か月に満たない4か月であるとともに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む全5ページに記載されている女性被保険者33名のうち、受給要件を満たし資格を喪失した8名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できるのは申立人を含む3名のみであり、それぞれの脱退手当金支給時期が被保険者資格の喪失後1か月半後から51年9か月後と広範囲にわたっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が前2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と205円相違して

いるが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 21 日から 23 年 1 月 22 日まで  
社会保険庁(当時)の記録によれば、A社に勤務した期間について脱退手当金支給済みとなっている。

私は、A社を退職後も実家に仕送りをするために仕事は続けるつもりだった。

脱退手当金は請求した記憶が無く、受給もしていない。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、脱退手当金が支給決定されたとする昭和 23 年 2 月 18 日の約 1 か月後にはB社C工場に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、A社退職時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日が記載されているページを含む前後 15 ページに記載されている女性のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した者 33 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給している者は申立人を含め 4 人であり、資格の喪失から支給決定まで 1 か月が 3 人、1 年が 1 人となっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B支店における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年11月1日に、同社D支店における資格取得日に係る記録を同年11月1日に、同社E支店における資格取得日に係る記録を25年4月26日に、同社B支店における資格取得日に係る記録を27年1月4日、資格喪失日に係る記録を28年2月18日に、同社本店F部門における資格取得日に係る記録を31年8月23日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年5月までは110円、20年6月から21年3月までは130円、同年4月から同年10月までは150円、25年4月は5,000円、27年1月から28年1月までは6,000円、31年8月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年6月24日まで  
② 昭和20年6月24日から同年11月1日まで  
③ 昭和20年11月1日から21年11月1日まで  
④ 昭和25年4月26日から同年5月1日まで  
⑤ 昭和27年1月4日から28年2月18日まで  
⑥ 昭和31年8月23日から同年9月1日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同社には、昭和14年4月1日から申立期間も継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

C社の社員台帳及び雇用保険の記録から判断して、申立人が申立期間もA社

に継続して勤務し(昭和19年10月1日にA社G支店に入社、20年6月24日に同社G支店から同社B支店に異動、同年11月1日に同社B支店から同社D支店に異動、25年4月26日に同社D支店から同社E支店に異動、27年1月4日に同社E支店から同社H支店に異動、28年2月18日に同社H支店から同社I支店に異動、31年8月23日に同社I支店から同社本店F部門に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社の申立人に係る社員台帳の各申立期間における給与額の記録から、昭和19年10月から20年5月までは110円、同年6月から21年3月までは130円、同年4月から同年10月までは150円、25年4月は5,000円、27年1月から28年1月までは6,000円、31年8月は1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所において、申立人が申立期間①において勤務していたA社G支店及び申立期間⑤において勤務していた同社H支店は、いずれも、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、C社では、いずれについても、申立期間当時に適用事業所であったA社B支店で厚生年金保険に加入させるべきであったとしていることから、申立人は、申立期間①及び⑤については、同社B支店において厚生年金保険被保険者であったと考えるのが相当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の資格の取得及び喪失に係る届出事務を誤ったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得日及び喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から13年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時の給与明細書では、標準報酬月額36万円に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月16日から59年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、A社から子会社であるB社に異動した時期であり、継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主、元役員及び同僚の陳述並びにA社が作成し社会保険事務所に提出した申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除額に関する証明書から判断して、申立人が申立期間もA社のグループ会社に継続して勤務し(昭和57年12月16日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年1月1日であり、申立期間は適用事業所ではないが、A社の現事業主(B社の元事業主)は、「申立期間当時、A社グループは給与計算を一元管理していた」と陳述していることから、申立人は、B社が適用事業所となるまでの期間は、引き続きA社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険料控除額に関する証明書における保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となってお

り、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 57 年 12 月 16 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月から 58 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は同社C事業所から本社に異動した時期であり、継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和43年2月1日にA社C事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和43年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を平成10年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、C社がA社に子会社化された時期であるが、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元役員及び元同僚の陳述並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間もC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社の元役員及び同僚は、「申立期間当時、同社の給与事務及び社会保険手続はA社で行われていた」と陳述しているところ、B社の事務担当者は、「一時期、当社でC社の従業員を厚生年金保険に加入させていた。厚生年金保険の加入が当社に切り替わる際も継続して保険料を控除していたと思われる」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年4月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、資格取得日(昭和51年9月1日)に係る記録を昭和51年8月16日に、資格喪失日(昭和57年12月31日)に係る記録を58年3月1日に訂正するとともに、資格喪失日(昭和57年1月31日)及び資格取得日(昭和57年7月1日)に係る記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年8月は22万円、57年1月から同年6月までは28万円、同年12月から58年2月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月中旬ごろから同年9月1日まで  
② 昭和57年1月31日から同年7月1日まで  
③ 昭和57年12月31日から58年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和51年8月中旬ごろから58年10月中旬ごろまで継続して勤務しており、申立期間の一部ではあるが所持する給与支給明細書には厚生年金保険料の控除が記載されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人及び同僚の給与支給明細書並びに申立期間当時の事業主の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間①は申立人のA社における昭和51年9月の社会保険事務所の記録から22万円、申立期間②は申立人の当該時期の給与支給明細書の保険料控除額から28万円、申立期間③は申立人のA社における57年11月の社会保険事務所の記録から30万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。しかし、同社の元事業主は、A社はB事業を業とする事業所であったとしており、また、申立人及び複数の同僚が、申立期間①には10人、申立期間②及び③については6人の従業員が同社に勤務していたと陳述していることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。私は、平成3年5月1日にA社から子会社のB社(現在は、C社)に在籍出向し、定年退職するまで同社の代表取締役として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、C社が保管する社内報及び同社の人事担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(平成3年5月1日にA社からB社に在籍出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年3月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、事業主が申立人の資格喪失日を平成3年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険



事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成16年1月の標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成16年1月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から18年5月31日まで

私は、平成10年3月2日から18年5月31日までA社でB業務に従事していた。15年10月以降の給与明細書の支給額合計と社会保険事務所（当時）の標準報酬月額が相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出のA社における給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成16年1月において、オンライン記録における標準報酬月額（24万円）から当時の保険料率に基づき算出される控除額を上回る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成16年1月については、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の平成16年1月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているほか、同社の事業主とは連絡が取れないことから、保険料を納付したか否か等について確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成16年2月から同年7月まで、同年10月から同年12月まで、17年2月、同年5月から18年3月までについては、申立人から提出のあった当該期間に係る支給明細書上の保険料控除額から算定される標準報酬月額は、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額と一致しており、事業主は、当該期間については、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、申立期間のうち、平成17年4月については、申立人から提出のあった給与明細書上の支給額合計から算定される標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額より低いことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成15年10月から同年12月まで、16年8月及び同年9月、17年1月、同年3月、18年4月については、申立人は、給与明細書を所持していないことから、給与支給額、厚生年金保険料控除額を確認し検証することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成16年1月を除く申立期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和44年8月24日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月10日から同年8月24日まで

私の夫は、A社に勤務中の昭和44年8月23日に亡くなった。私は、19歳で結婚し、すぐに長女が生まれたので、夫が亡くなった当時は、子育てに忙しく、また、当時の私の国籍はD国であり、日本の年金制度はよく分からなかった。

最近、長女から父親の遺族年金はどうなっていたのか質問され、社会保険事務所（当時）で調べた結果、「あなたの夫が会社を辞めたのが昭和44年8月10日になっており、遺族年金の対象にならない」と言われた。

しかし、私の夫は会社を辞めてから病院に行ったのではなく、具合が悪くなって診察に行きそのまま数日で亡くなった。病院では健康保険被保険者証も使っていたと思うので、厚生年金保険の資格喪失日を死亡日の翌日である昭和44年8月24日に訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は「昭和44年8月10日」とされ、喪失原因は「5：死亡喪失」とされている。

しかし、申立人に係る除籍謄本により申立人の死亡日は、「昭和44年8月23日」であることが確認できるところ、申立人の同僚は、「申立人は、私と一緒にB業務に従事していた。B業務中に、C物が頭にぶつかり、具合が悪くないのでお盆休みを利用して病院に行ったが、そのまま入院し亡くなった」と陳述していることから、申立人は申立期間においてA社に在籍していたものと考え

えられる。

また、A社に係る被保険者増減表によれば、昭和44年8月22日付けで同年10月の算定基礎届が7人分提出されており、その7人中には申立人が含まれていることから、申立人は死亡日（昭和44年8月23日）の前日においては同社に在籍し、さらに、申立人の同社における資格喪失届は同年9月18日に届けられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格喪失日は昭和44年8月24日であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月26日から同年6月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年1月1日から同年4月1日まで  
② 昭和50年5月26日から同年6月1日まで

私は、親族が経営する同族会社に昭和44年6月1日から現在まで継続して勤務している。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、昭和47年1月1日から同年4月1日までの期間（申立期間①）及び50年5月26日から同年6月1日までの期間（申立期間②）が厚生年金保険の未加入期間とされている。

申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険加入記録並びに当時の事業主及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社及び同社の系列会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、B社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳は廃棄済みであり、A社での申立人の申立期間①における在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である」旨回答している。

また、A社の当時の事業主は、「当時、申立人については、業務上の問題があり、一時解雇扱いとした」旨回答している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の在籍が確認できる同僚は、「申立人がA社に勤務していなかった期間が数か月間あった記憶がある」旨陳述している。

さらに、A社での社会保険事務を担当していたとされる同僚は既に死亡している上、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の在籍が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間①における在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることができなかった。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和47年1月1日の被保険者資格の喪失により申立人の健康保険証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返」の押印が確認でき、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年2月1日から35年7月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を34年2月1日に、資格喪失日に係る記録を35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年5月から35年7月1日まで

私は、昭和33年5月からA社に住み込みで勤務し、同社が廃業した35年6月末までB業務及びC業務に従事していた。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、A社に勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から同社での申立期間当時の在籍が確認できる同僚及び事業主と同居していたそのおいの陳述から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和34年2月1日から35年7月1日までに同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に申立人と同室で住み込み勤務していたとする同僚5人全員及び申立人と同一業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

さらに、申立人及び事業主のおいが陳述した当時のA社における常勤の従業員数と社会保険事務所（当時）の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時の同社では、ほぼすべての常勤従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年2月1日から35年7月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与



から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の同僚の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和35年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であるが、申立期間の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る34年2月から35年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年5月から34年2月1日までについて、A社での複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社に勤務していたことを推認できる陳述は得られなかった。

また、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡しているため、当該期間における申立人の在籍状況、勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和33年5月から34年2月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年12月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月20日から同年12月5日まで

私は、昭和32年3月16日にA社に入社し、平成6年9月30日に定年退職するまで同社に継続して勤務していた。

しかし、国（厚生労働省）の記録では、昭和36年11月が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、A社保管の申立人の厚生年金保険被保険者台帳、D健康保険組合の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間も含めてA社に継続して勤務（昭和36年12月5日にA社B工場から同社C工場に異動）していたことが認められる。

また、A社が保管する社会保険事務所の受付印が押された厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、同社B工場での申立人の被保険者資格喪失日は昭和36年12月5日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和36年12月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和36年10月の社会保険事務所の記録及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 2 日から 43 年 4 月 6 日まで  
③ 昭和 43 年 9 月 7 日から 44 年 1 月 31 日まで  
④ 昭和 44 年 4 月 7 日から 46 年 11 月 26 日まで

国（厚生労働省）の記録では、私がA社、B社、C社及びD社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の期間及び申立期間に挟まれた期間の計3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が申立期間を含む7回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者名簿から確認できる脱退手当金支給計算の対象となる被保険者期間は44か月であるが、オンライン記録上の当該被保険者期間は45か月と相違している上、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は、申立人が申立期間の最後に勤務した事業所での被保険者資格の喪失日と同一日であるほか、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と1万757円相違しており、その原因は不明であることから、脱退手当金の支給手続が適正になされたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得た。申立期間について厚生年金保険の保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書を提出するので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書、雇用保険の記録及び事業所から提出された在職証明書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成4年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月16日から39年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和21年6月にA社に入社後、同社のD支店、C支店に転属して勤務し、定年を迎えた平成元年1月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された在職証明書及び社内辞令並びに同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し(昭和38年11月16日にA社D支店E事業所から同社C支店F事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和39年9月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主による申立てどおり資格取得届及び申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和39年9月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る38年11月から39年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、昭和57年10月から58年7月までは36万円、同年8月から同年11月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年11月30日まで

厚生年金保険被保険者記録では、A社に勤務していた昭和57年10月1日から58年11月30日までの標準報酬月額が18万円となっているが、当時の給与支払明細書(昭和48年9月)では標準報酬月額が41万円に相当する保険料が控除されている。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する昭和57年10月から58年7月までは36万円、同年8月から同年11月は41万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(昭和58年11月30日)の後の同年12月7日付けで、申立人を含む14名について標準報酬月額を57年10月1日に遡及して訂正され、18万円に引き下げられた記録が残されているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人が所持する昭和48年9月の給与支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額(41万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和57年10月から58年7月までは36万円、同年8月から同年11月までは41万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から51年7月まで  
加入時期等詳細は分からないが、私が20歳になった後に、同居していた母が私の国民年金の加入をしてくれたと思う。

私は、国民年金保険料の納付に立ち会ったことは無く、すべて母に任せていたため、詳しいことは分からないが、申立期間の保険料は、毎月、自宅に来る集金人に母が納付してくれ、元夫と離婚した昭和46年以降は特にそう思う。

申立期間の納付記録をもう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が昭和42年10月以降に、母が申立人の国民年金加入手続きを行い、母が申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、申立人に係る国民年金記録をみると、申立人は、国民年金の任意加入被保険者資格を昭和55年7月4日付けで取得したことがA市の国民年金被保険者名簿の記載から確認できるところ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、未加入期間の保険料は納付することはできない。

また、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたとする住所地を管轄する社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の母は既に死亡していることから、当時の国民年金への加入状況、申立期間の納付状況等の詳細は不明である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から50年3月まで

A市に転居した昭和50年ごろ、夫がそれまで未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料を一緒にさかのぼってまとめて納付したと思う。

夫は既に死亡しており、夫から保険料の納付に関する説明も受けていないので詳細は分からないが、夫は、申立期間の保険料を納付しており、後に、厚生年金保険との重複が判明して保険料の還付を受けている。

夫が私の申立期間の保険料も一緒に納付しているはずなので、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る夫の国民年金保険料が納付されているので、夫が申立人の保険料も一緒に納付してくれたと思うと申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の夫は既に死亡していることから、申立期間の保険料納付状況等の詳細は不明である。

また、申立人は、夫から平成5年ごろに、申立期間と重なる昭和43年7月及び45年2月から48年8月までの期間の夫の保険料について還付を受けたことを聞いたが、自身の申立期間の保険料の納付などについての話は聞いていないとしているところ、申立人は、申立期間のうち、43年7月から48年6月までの期間は厚生年金保険被保険者期間であり、上述のとおり、自身の厚生年金被保険者期間との重複により保険料の還付を受けた申立人の夫が、その当時、一緒に保険料納付を行っていた申立人の厚生年金保険被保険者期間と重複していたとすれば、そのことに気付かなかつたのは不自然である。

さらに、申立人に係る国民年金記録をみても、申立期間の保険料が特例納付



などにより納付されたことを示す事跡は見当たらない。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間について申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月、50年2月及び同年5月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月  
② 昭和50年2月  
③ 昭和50年5月から51年3月まで

私は、20歳になった昭和49年ごろに自身でA市役所に出向き、国民年金の加入手続をしたと思う。

加入後、私又は母が、毎月、自宅に送付される納付書を郵便局に持参して国民年金保険料を納付していたと思う

私は、就職及び離職のたびに遅滞なく市役所で厚生年金保険と国民年金の切替手続を行っていた。

保険料をまとめてさかのぼって納付したことはない。

保険料が未納と記録されている申立期間①、②及び③について、保険料を納付しているはずなので、納付記録をよく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和49年ごろに国民年金加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格の取得又は喪失のたびに、市役所において遅滞なく国民年金との変更手続を行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を郵便局から納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金記録をみると、A市の国民年金被保険者名簿の届出(処理)年月日欄に「51年11月29日届出(申出)」と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月ごろに払い出されており、申立人の加入手続はこのころに行われたものと推認される。

申立人は、まとめてさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、自身又は母が、毎月、自宅に送付される納付書を使用して郵便局で保険料を納付したとし

ているところ、上述のとおり、加入時点において、申立期間①、②及び③の保険料は、過年度保険料となる上、A市では、郵便局における現年度保険料の納付の取扱いを開始したのは、昭和52年度以降であったとしているなど、申立人の陳述と符合しない。

また、申立人に係るオンライン記録をみると、申立期間①、②及び③に挟まれるなどした厚生年金保険被保険者期間については、平成13年及び19年ごろに統合されるまでの間、国民年金の未納期間として記録されており、申立期間当時に厚生年金保険への切替手続が行われた事跡は見当たらない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間に申立人が居住していたA市を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人又はその母が、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、昭和49年11月（申立期間①）について、上述のとおり申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が平成13年に統合されたことにより、申立人は昭和49年11月11日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月は厚生年金保険被保険者期間と記録されている。また、この統合処理に伴い、申立人の国民年金資格記録は同年11月10日に資格を取得、同年11月11日に資格を喪失と訂正されたことが確認できる。

当時は、国民年金法の改正前であり、被保険者が国民年金の資格の取得日と同月中に資格を喪失した場合、その月を1か月として被保険者期間に算入することとされており、国民年金保険料の未納期間としても記録されている。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から60年9月まで

私は、姉に勧められて私が25歳又は26歳のころの昭和56年又は57年ごろ、国民年金に加入したと思うが、時期は定かで無い。

加入手続はA市役所で行ったと思うが、その際、市役所の職員から、以前の未納になっている期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、納付した期間及び金額は覚えていないが、金融機関で一括納付したと思う。

それ以後の保険料は、自宅近くの郵便局に納付書を持参して、毎月納付していたように思う。

しかし、私の納付記録をみると、申立期間の保険料が未納で、昭和60年10月から保険料を納付したと記録されていた。

私は、昭和60年ごろに国民年金に加入した記憶は無く、25歳又は26歳のころに加入して、申立期間の保険料を納付していたと記憶しているのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が25歳から26歳であった昭和56年又は57年ごろに、国民年金加入手続を行い、その際、過去の未納期間の国民年金保険料を納付し、それ以降の保険料を毎月郵便局で納付していたと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、早くても昭和61年4月ごろに払い出されていることが推認され、この手帳記号番号を使用して、申立期間の保険料は現年度納付できず、大部分の期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人に係る国民年金記録をみると、オンライン記録に申立期間直後の昭和60年10月から61年3月までの保険料が5回に分けて過年度納付され、このうち、60年10月及び同年11月の保険料が62年11月に納付されている

ことが記録されており、この時点においても申立期間の保険料は時効により納付できない上、加入時に過去の未納期間の保険料を一括納付したとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人に係る複数の氏名別読みによる検索及び申立期間当時に申立人が居住していた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の内容の調査、確認をしたが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から平成4年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から平成4年6月まで  
私の国民年金は、昭和54年に父が加入手続を行い、平成3年までの保険料は父が納付し、その後は自分で納付した。父が亡くなっているので詳しくは分からないが、申立期間の保険料は納めていたので、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年2月に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、保険料も父親が納付しており、平成3年ごろからの保険料は自身で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の状況から、平成5年3月ごろにA市で加入手続を行っていることが確認でき、申立期間当時は、国民年金加入手続は行われておらず未加入期間であったことから、保険料は納付できず、申立内容とは符合しない上、加入手続の時点においては、申立期間のうち、昭和54年2月から平成3年1月までの保険料は時効により制度上納付できない。

また、オンライン記録をみると、平成6年7月に納付書作成の記録があり、納付となっている4年7月から5年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、納付時点で納付可能な2年前までさかのぼって納付したとみられることから、4年6月までの保険料も未納であったものと考えられる。

さらに、申立期間は13年5か月に及ぶことから、このような長期間にわたり、A市及び社会保険事務所(当時)が事務的過誤を繰り返したとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における同手帳記号番号払出簿を確認したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から44年3月まで  
② 平成3年4月から5年3月まで

私は、会社を退職した昭和41年にA市で国民年金の加入手続を行い、その後は国民年金手帳を母に預け、保険料納付は母に任せていた。その期間3年ほどの保険料が未納となっている。保険料は納めていたはずである。

また、私の平成3年4月から5年3月までの保険料は、免除の手続をしていたが未納の記録となっている。私は、昭和57年からの保険料は毎年免除の手続をしており、この期間の免除の記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料は母親が納付しており、申立期間②の保険料は免除の手続をしたと申し立てている。

まず、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出時期をみると、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者の加入状況から、昭和44年4月にB市で払い出されたと推定できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の住所及び発行日が、B市及び同年4月22日となっていることから、この時期にB市で国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。この場合、41年に国民年金に加入したとする申立内容と符合しない上、同手帳では、申立人の住所地ではないA市で申立人の母親が申立期間①の保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人は、保険料の納付に直接関与していないと陳述している上、手帳記号番号払出時点では、申立期間①のうち、昭和41年6月から同年12月までの保険料は時効により制度上納付できず、42年1月から43年3月までの保険料は過年度保険料となるが、保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、当時の状況は不明である。

さらに、申立人には昭和 45 年 10 月 30 日に新たに国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるが、この手帳記号番号での被保険者資格の取得日は、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳のいずれにおいても、同年 6 月 2 日となっており、申立期間①は国民年金未加入期間であることから、申立期間①の保険料をこの手帳記号番号で納付することはできない。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その形跡は見当たらず、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立人の住所記録をみると、昭和 45 年 6 月 2 日に A 市に転居し、46 年 4 月 23 日に C 市 D 区に転居していることが確認できるところ、保険料納付は、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録では、45 年 6 月から 47 年 1 月までの保険料を 46 年 3 月 31 日、同年 6 月 30 日、同年 10 月 31 日及び同年 12 月 1 日に A 市で納付していることから、母親が納付したとする申立期間①の保険料は、同年 4 月以降に納付した保険料であったと考えられる。

次に、申立期間②について、特殊台帳及びオンライン記録をみると、昭和 57 年 10 月から平成 14 年 3 月までについて、申立期間②を除き申請免除の記録となっていることが確認できる。

しかし、申立期間②当時の保険料免除手続は、申請受付後の事務処理を機械化により行っていたことから、オンライン記録に登録されないまま免除されたとは考え難い。

また、オンライン記録をみると、夫婦の免除手続を行ったとする妻の申立期間②に相当する期間は、申立人と同様に免除ではなく未納の記録となっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料が免除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

当時、A会という会に入っており、A会の人から年金には入っていた方が良いと言われていたが、妻が厚生年金保険に入っていたこともあり、昭和46年10月に妻が会社を退職した時に、妻と一緒に国民年金に入り、加入手続は妻が行った。夫婦二人分の保険料は妻が納付しており、申立期間当時の保険料額は500円ぐらいで、自宅で集金人に納付後、シールの様なものを手帳に貼<sup>は</sup>り、手帳に領収印を押してもらっていた。私の家では生命保険及び健康保険などは一度も支払いが遅れたこともなく、まして年金保険料が未納などとは思ってもいない。事情により、今持っている年金手帳以外は紛失してしまい資料等は無いが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和46年10月に夫婦二人分の国民年金加入手続をし、夫婦二人分の保険料も、申立人の妻が自宅で集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金加入手続日をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入状況から、昭和51年1月20日であると推定され、また、B市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格の取得の原因日が同年1月20日であることが確認できることから、この時期に加入手続を行ったと考えられる。この場合、申立期間のうち、46年10月から48年9月までの保険料は時効により制度上納付することはできず、同年10月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、過年度保険料は集金人に納付できないため、自宅にて保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間は42か月と長期間である上、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間は未納の記録となっており、行政側がこれだけの長期間にわたり夫婦共に事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年3月まで

当時、A会という会に入っており、A会の人から年金には入っていた方が良いと言われていたので、昭和46年10月に私が会社を退職した時に、夫と一緒に国民年金に入り、加入手続は私が行った。夫婦二人分の保険料は私が納付しており、申立期間当時の保険料額は500円ぐらいで、自宅で集金人に納付後、シールの様なものを手帳に貼<sup>は</sup>り、手帳に領収印を押してもらっていた。私の家では生命保険及び健康保険などは一度も支払いが遅れたこともなく、まして年金保険料が未納などとは思ってもいない。事情により、今持っている年金手帳以外は紛失してしまい資料等はないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月に夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料も、申立人が自宅で集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の国民年金加入手続日を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入状況から、昭和51年1月20日であると推定され、また、B市の国民年金被保険者名簿を見ると、資格の取得の原因日が同年1月20日であることが確認できることから、この時期に加入手続を行ったと考えられる。この場合、申立期間のうち、46年10月から48年9月までの保険料は時効により制度上納付することはできず、同年10月から50年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、過年度保険料は集金人に納付できないため、自宅にて保険料を納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間は42か月と長期間である上、保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間は未納の記録となっており、行政側がこれだけの長期間にわたり夫婦共に事務的過誤を継続するとは考え難い。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行った

ほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その存在をうかがわす形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 3842

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで

申立期間当時勤務していたA店に女性の集金人が来て、20歳になったので法律上国民年金への加入義務があると言われて加入した。この時から集金が始まったが、集金時には年金手帳を出す必要はないと言われて。昭和44年度から集金人が代わって、判子を押すので年金手帳を出すように言われ、印紙を貼るようになった。

国民年金保険料の納付は、20歳からと言うより、年金手帳をもらった時からという記憶がある。よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年7月ごろ、当時勤めていた店に集金人が来て、国民年金へ加入するよう促されたため、加入するとともに年金手帳の交付を受け、保険料を納めてきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続時期をみると、申立人が所持する年金手帳の発行日から、昭和44年3月28日になされたものと推定できる。また、この点については、国民年金手帳記号番号払出簿の処理日が、翌日の同年3月29日である状況と整合している。この場合、43年7月ごろに加入手続を行い、その際に年金手帳の交付を受けたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、加入手続直後の昭和44年度分から検認印が確認できるものの、申立期間について当該印は押されていないほか、印紙検認台紙欄に国民年金印紙の貼付も認められず、現年度納付がなされた形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付する際、集金人から年金手帳を提出する必要はないと言われてと陳述しているところ、市においては、申立期間当時、年金手帳に検認印を押す印紙検認方式による取扱いを行っていたとしており、この点においても申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人は、年金手帳を交付された時から集金人に保険料納付を開始し、さかのぼって納付したことは無いと陳述しており、年金手帳交付時期と納付記録は整合している。

そのほか、別の手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったが、申立人に対し別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から44年3月まで

私は、20歳になった昭和40年ごろに母に国民年金に加入してもらい、保険料は両親の分と一緒に母がまとめて集金人に納付していたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

国民年金保険料の納付は母にすべて任せていたので金額は分からないが、自分の分だけ納付していないということはないはずである。集金人が市に私の分の保険料を納付していなかったのではないか。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年ごろに母親に国民年金の加入手続をしてもらい、以降は、その母に保険料を納付してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年8月6日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の一部は時効により、既に納付できない期間になっているほか、40年ごろに加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間は4年度、46か月に及び、これほど長期間、行政側が継続的に事務処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立人自身は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は定かではない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、また、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から54年2月まで

主人が社会保険のない個人の会社に入った昭和43年12月ごろに、A市役所B支所で私が夫婦二人の国民年金加入手続をした。その時、私はまだ20歳前だったが、サラリーマンの妻で無くなったので、すぐ入るべきと思い加入した。

申立期間の保険料については、私が夫婦二人分を定期的に自宅で集金人に現金で納めてきた。夫婦の片方が入って片方が入らないのは考えられない上に、年金番号が統一された時に会社に提出した年金手帳に、納付を示す検認印が押されていたのを記憶しており、未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達前の昭和43年12月ごろにA市役所B支所で夫婦二人分の加入手続を行い、申立期間に係る夫婦二人分の保険料を集金人に定期的に納めてきたと申し立てている。

そこで、申立人とその夫の加入手続時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年3月にC市で払い出されていることが前後の加入者の資格取得日から推認できるのに対し、申立人の夫の同番号はその10年ほど前の43年12月にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。この場合、申立人については、払出時点において申立期間のうち、51年12月以前の期間は時効の成立により既に保険料を納付することができないほか、43年12月ごろに夫婦一緒に加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和52年1月以降については、まとめて納付することは可能であったものの、申立人自身、申立期間の保険料は定期的に集金人



に納め、過去の保険料をさかのぼって納めたことはないと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、オンライン記録により、旧姓を含めた別読みによる申立人の氏名の確認を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）において国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、別の手帳記号番号の存在はうかがえず、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

なお、申立人の国民年金資格記録をみると、申立人が所持する年金手帳には初めて被保険者となった日が昭和43年12月16日と記載されているが、この時点では20歳に達していないことから、その後、44年\*月\*日に訂正されていることが特殊台帳、オンライン記録及びC市の被保険者台帳から確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から7年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から7年9月まで

私は、平成4年末又は5年初めごろ、国民年金の加入勸奨はがきが来たので、区役所1階奥にある年金課に行き、国民年金の加入手続を行った。その時、窓口の職員から「これだけ(保険料を)支払ってください」と言われたが、「今すぐ、そんなに支払えません」と言うと、「ある時に支払ってください」と言われたので、納付書を持ち帰った。

平成5年の中ごろ、ボーナスが支給されたので、半年分ぐらいさかのぼって保険料を納付した。保険料は月9,700円だったことを覚えている。以後も、年に2回から3回、まとまったお金ができるたびに区役所年金課の窓口で保険料を一括して納付してきた。

また、社会保険庁(当時)の記録では、平成7年4月から同年9月まで申請免除とされているが、私は免除申請した記憶が無く、この期間も保険料を納付していたはずである。

申立期間が未納又は免除とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年末又は5年初めごろ、区役所で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、申立人の所持する2冊の年金手帳のうち、国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳の「国民年金の記録(1)」を見ると、「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」の欄に、7年6月16日に加入届を行ったことを示す「(届出年月日7.6.16)」のゴム印が確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の加入時期ともおおむね符合していることから、この日に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、4年12月22日までさかのぼって国民年金の資

格を取得したことが確認できる。したがって、加入手続が行われたとみられる7年6月時点において、申立期間のうち、同年3月以前の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料の収納しか取り扱わない区役所窓口において納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に係る免除記録をみると、申立人が厚生年金保険の資格を取得した平成7年10月の約3か月後である8年1月23日に、申立期間のうち、当該年度の国民年金被保険者期間である7年4月から同年9月まで、期間をさかのぼって免除処理を行ったことが確認できる上、加入手続の際、職員から保険料の納付を促されたが、納付せずに納付書を持ち帰ったとする当時の申立人の事情等を踏まえると、免除処理が行われる前の当該期間は、未納期間であったものとみても不自然ではない。

さらに、申立人が、申立てどおり、平成4年末又は5年始めごろに加入手続を行い、申立期間の保険料を区役所窓口で現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間は2年10か月に及ぶ上、A市では当時、収納事務の機械化により記録管理の強化が図られていたことを踏まえると、この間、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から61年12月までの期間及び62年6月から平成8年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月から61年12月まで  
② 昭和62年6月から平成8年1月まで

私は、申立期間①及び②の全期間においてA職としてどこかの会社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険及び健康保険には加入できなかった。

しかし、当時は、常に月20万円から30万円ぐらいの給料があったので、生活費として月5万円を実家に渡しており、その中から父母が私の国民年金保険料及び国民健康保険料を納付してくれていたと思っている。

上記期間がそれぞれ未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録をみると、申立人がB県C市に在住中に就職した厚生年金保険適用事業所を平成9年8月に退職、実家であるD市E区へ転居した約半年後の10年1月30日に免除申請手続が行われ、前月の9年12月から10年3月までの保険料を免除されていることが確認できることから、このころに、基礎年金番号制度が導入された9年1月1日付けで設定された申立人の基礎年金番号(申立人の厚生年金保険被保険者記号番号を基礎年金番号に設定)により、国民年金の第2号被保険者(厚生年金保険)から第1号被保険者(国民年金)へ資格変更手続が行われ、申立期間①の始まる昭和60年3月までさかのぼって国民年金の資格を取得したものとみるのが自然である。したがって、申立期間①及び②は、その当時において、記録上、国民年金の未加入期間であり、申立人の両親が保険料を納付することはできなかったものと考えられるほか、申立人は、平成9年8月から上記免除期間直前の同年11月までの保険料を10年7月31日に過年度納付していることが確認できるが、この時点におい

て、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、A職として勤務していた申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入できなかったのもので、その間、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと思っていると申し立てていることから、保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする両親も既に亡くなっているため、当時の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立人の両親が申立期間①及び②の保険料を納付するためには、当該期間中に申立人に係る国民年金の加入手続が行われ、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立人は、当時の国民年金の加入手続については、申立人自身が行ったのか、申立人の両親が行ったのか記憶が明確でないと陳述している上、申立期間①及び②のうち、国民年金手帳記号番号払出簿が存在する昭和62年7月以前の手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認するとともに、各種の氏名検索を行ったが、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号及び基礎年金番号以外に、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間①及び②は合計10年以上に及び、このような長期間にわたり、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人の両親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、高校を卒業後すぐに父が経営する店で働き、金額は定かではないが、食費と国民年金保険料を差し引かれて小遣い程度の給料をもらっていた記憶がある。父からは、私の将来のために国民年金に加入しておくと言ったことがあり、当時、店に来る年配の男性集金人に、父が保険料を納付しているところをよく見かけた。

申立期間が未納とされているが、父は支払い関係を含めて非常に厳格な人物であり、納付すべきものは納付していると思うので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親から、申立人の将来のために国民年金に加入しておくと言ったことがあるとしているところ、申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和37年11月30日に申立人の母親と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに母親と一緒に加入手続が行われたものと推定される。この時点において、申立期間のうち、同年3月以前の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和37年4月以降の保険料は、集金人に納付することが可能であるが、申立人と一緒に国民年金に加入したとみられる申立人の母親についてみると、加入手続の約2年半後の40年\*月に亡くなっており、その納付記録自体も存在しない上、申立人は、当時の保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の父親も既に亡くなっていることから、保険料の納付をめぐる当時の事情及び納付状況等の詳細は不明である。

さらに、申立人は、申立人の父親が店に来る男性集金人に保険料を納付するところをよく見かけたとしているが、A市においては、国民年金制度が発足した昭和36年4月から48年3月まで、集金人による手帳検認方式を採用していたことから、申立人の記憶は、納付記録が始まる申立期間直後の38年4月以降の記憶であるとみても不自然ではない。

加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から40年3月まで

私は、昭和37年5月に会社を退職後、区役所から女性の職員2人から3人が自宅に国民年金の勧誘に来たので、その場で加入したのを覚えている。

また、昭和41年4月ごろに初めて国民年金手帳を受領するまで、私は、年金手帳があることも知らなかったが、それまでの保険料は、毎月自宅に来る集金人に現金で納付すると、印紙のようなものを年金手帳の半分ぐらいの大きさの台紙に貼<sup>は</sup>り付け、領収印を押していたような記憶がある。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月に会社を退職後、自宅に来た区役所の女性職員に勧められて国民年金に加入したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、区役所の適用対策により、41年6月1日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の所持する国民年金手帳の発行日と一致するとともに、申立人が初めて国民年金手帳を受領したとする時期ともおおむね符合している。この時点において、申立期間の保険料は過年度保険料であり、基本的に現年度保険料しか取り扱わない集金人に納付することができなかったものと考えられる上、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと陳述している。

また、申立期間当時の国民年金保険料の徴収方法は、手帳検認方式であり、集金人に保険料を納付すると、集金人が国民年金手帳右側の印紙検認台紙に印紙を貼<sup>ちようふ</sup>付し、左側の印紙検認記録欄に納付日の入った検認印を押すものとされていたことから、申立人が申立期間の保険料を集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、申立人は、当時、



年金手帳があることも知らなかったとしている上、申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認し、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

さらに、申立期間は2年10か月に及び、この間、納付記録が毎回連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から58年8月まで

昭和53年9月の会社退職後、妻が国民年金の加入手続きをしてくれたはずだが、57年3月にA区の自宅に転居する前までは、夫婦二人分の国民年金保険料は確かに未納であったと思う。

しかし、昭和57年5月ごろ、自宅に来たA区の職員から未納の保険料があるので、分割でもいいから支払って下さいと言われたため、後日、同職員が持参した横長の納付書で1か月から2か月の保険料を納付し、残りの保険料については、振込みをしたと妻から聞いている。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月に会社を退職した後、妻が国民年金の加入手続きをしてくれたと申し立てている。

しかし、オンラインの年金資格記録及び申立人が所持する年金手帳を見ると、厚生年金保険被保険者期間が確認できるのみであり、国民年金被保険者資格の取得履歴は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人の妻も申立人の国民年金加入手続きを行ったことはない旨陳述している。

加えて、申立人の妻の特殊台帳を見ると、昭和52年度の4月欄に「53 催」、53年度の備考欄に「54 催」及び57年度の備考欄に「58 催」のゴム印が確認でき

ることから、当時、未納催告を受けたのは、申立人の妻の未納保険料であったと考えるのが自然である。

このほか、申立人及び妻から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から48年3月までの期間及び57年12月から59年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から48年3月まで  
② 昭和57年12月から59年6月まで

昭和38年1月に結婚した際に親から勧められて、最初の元妻が私の国民年金加入手続をA区役所で行い、その後、2か月から3か月ごとに自宅に来る集金人に元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれた。

昭和57年12月に再婚した時に、再婚相手の元妻がB市役所で国民年金加入手続を行い、A区役所の出張所で保険料を納付してくれた。

昭和35年2月から61年10月までにおいて、10数回の厚生年金保険期間のあったことが分かり、平成14年11月12日及び同年12月25日に統合されており、申立期間当時は未納であったことから、申立期間①及び②のうち、厚生年金保険の納付記録がある期間についても国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月に結婚した際に親から勧められて、最初の元妻が国民年金加入手続を行うとともに、申立期間①の国民年金保険料について、2か月から3か月ごとに自宅に来る集金人に夫婦二人分を納付していたと申し立てている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間①のうち、38年1月から45年12月までの国民年

金保険料は、制度上納付することはできず、また、46年1月から48年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間①の夫婦二人分の国民年金保険料納付を担っていたとする最初の元妻の納付記録をみても、納付の事跡は無い。

さらに、申立期間①は123か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

一方、申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、昭和57年12月に再婚した際に、再婚相手の元妻がB市役所で国民年金加入手続を行い、C市A区役所の出張所で納付してくれたと申し立てている。

しかし、特殊台帳及び年金資格記録をみると、申立人は昭和49年6月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、その後、当該資格を再取得した事跡は確認できず、申立期間②は国民年金の未加入期間となっており、当該期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立人も厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無いと陳述している。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料納付について関与しておらず、申立期間①及び②の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成2年7月まで  
大学を卒業後の昭和60年4月から現在まで、父と家業に従事している。  
国民年金の加入については、父が区役所で手続をしてくれ、保険料についても、父が私と弟の分を一緒に納付してくれていた。  
弟の納付記録をみたところ、昭和63年10月から納付が始まっているので、少なくともこれ以降は、父が弟の分と一緒に私の分も納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、父が弟の分と一緒に納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号からみて、平成4年8月から同年9月ごろに払い出されたものと推測でき、この手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、少なくとも2年6月以前の国民年金保険料については、制度上納付することはできない。

また、納付記録をみると、申立期間直後の平成2年8月の国民年金保険料について、国民年金手帳記号番号の払出推定時期に過年度納付している上、それ以降の期間の保険料についても時効到来近くの時期になって過年度納付していることが確認できることから、加入時点において、申立期間の保険料は時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の父が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする弟の納付記録をみると、申立期間のうち、平成2年6月及び同年7月の保険料については、いったん、5年1月6日に納付されたものの、時効により納付できない時期であったため、その後の2年12月及び3年1月の保険料に充当処

理され、当該期間は未納となっている一方、申立人の当該期間の保険料については、そのような処理の事跡は無いことから、当初から未納であったものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立期間の国民年金保険料納付等を担っていたとする申立人の父から、保険料納付等をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで  
20歳になったころ、まだ大学生だったが、父が国民年金に加入してくれていた。

申立期間の保険料については、大学を卒業して厚生年金保険に加入するまで、父が、区役所で毎月きっちりと納付してくれていたはずである。

3年ほど前に亡くなった父から、少し体の悪かった私のために国民年金に加入し、保険料を納付していたと聞いたことをはっきり覚えているので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料について、区役所で納付してくれていたと申し立てている。

しかし、申立人の年金資格記録をみると、昭和52年1月11日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間当時住民登録をしていたとするA市B区(現在は、C区)保存の国民年金被保険者名簿を見ても、申立人に係る被保険者名簿は確認できなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付について関与しておらず、保険料納付等を担っていたとする申立人の父は既に他界しているため、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 24 日から 34 年 9 月 1 日まで  
オンライン記録によれば、昭和 30 年 11 月 24 日から 34 年 9 月 1 日まで勤務したA社B工場における厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

脱退手当金は請求していないし、受給もしていないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年12月8日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計7ページのうち、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失した女性46人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め39人みられ、うち20人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されている上、同一支給日の受給者も散見されるほか、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月5日から同年8月5日まで  
② 昭和39年6月20日から同年8月21日まで  
③ 昭和39年9月13日から40年5月26日まで  
④ 昭和40年7月19日から同年8月27日まで  
⑤ 昭和40年11月1日から42年1月31日まで  
⑥ 昭和42年10月10日から同年11月4日まで  
⑦ 昭和42年11月1日から45年2月1日まで  
⑧ 昭和44年11月1日から46年5月27日まで  
⑨ 昭和46年9月1日から47年3月19日まで  
⑩ 昭和49年1月19日から同年3月12日まで  
⑪ 昭和61年2月1日から同年2月13日まで

65歳の時、社会保険事務所（当時）に年金が受け取れないか相談に行ったところ、同事務所の年金相談員に、「加入期間が25年間に満たないため、年金は受給できないが、一時金なら50万円ぐらいもらえる」と言われたので、申込書を社会保険事務所に提出したところ、6万5,000円しか支給されなかった。

年金の一時金との説明は受けたが、脱退手当金が厚生年金保険加入記録を精算するものとの説明は受けていなかったため、支給期間について加入記録が無くなっていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の裁定請求手続きを行い、受給したことを認めている上、申立人が所持している「厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書」及び「国庫金

振込通知書」により、申立人に6万5,000円の脱退手当金が支給されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は平成10年11月20日に支給決定されたこととなっているところ、脱退手当金裁定請求書は同年10月7日にA社会保険事務所において受け付けられた後、同年10月12日に申立期間の最終事業所であるB社C部門を管轄するD社会保険事務所に転送の上受付されていることが確認できる。

さらに、当該裁定請求書を見ると、申立人の記名押印がなされている上、申立人の住所欄には脱退手当金が支給決定された当時の住所地が記載されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る8つの記号番号が脱退手当金支給決定直前の平成10年10月に統合処理されていることから、脱退手当金支給に伴って統合処理が行われたと考えるのが自然である。

なお、申立人は、「年金の一時金との説明は受けたが、脱退手当金が厚生年金保険加入記録を精算するものとの説明を受けていなかったため、支給期間について加入記録が無くなっていることに納得できない」と主張するが、その主張するところは脱退手当金の受領に際しての申立人の内心の理解に制度上との食い違いがあったというにとどまり、年金相談員の説明に違法のかどは無いというべきであるから、受領行為を無効にするものではない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 15 日まで

A社に勤務していた時、加入していた厚生年金基金による厚生年金保険加入記録の調査がありB社における勤務期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。

私は、勤め出した当初に叔母から、「脱退手当金は、もらわず残しておくように」と言われていたので、退職してもそうしようと思っていた。また、脱退手当金裁定請求書を見たが、字体が自分のものと少し違うように思う。

過去に脱退手当金を請求したことも受給した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社で勤務していた期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和40年10月1日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、同年7月22日に社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できる。

そこで、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、記名及び捺印がなされているほか、申立人の脱退手当金は、当時の住所地に近いC銀行D支店への送金払い（通知払い）となっていることが確認できる。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されたページを含む前後計18ページに記載された女性45人のうち、申立人と同一時期（おおむね3年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した18人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め12人見られ、その

全員が資格喪失後約4か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一日となっている受給者が散見される上、申立人の裁定請求書の事業所欄には、同社のゴム印が使用されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 6 月 25 日まで  
オンライン記録によれば、A社及びB社に勤務していた期間について脱退  
手当金支給済みとされている。

B社に勤務していた昭和 35 年 10 月 17 日から 40 年 12 月 30 日までの厚生  
年金保険加入期間は、同社を退職後、脱退手当金を受給したが、A社に勤務  
していた期間は受給していない。

A社に係る脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被  
保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社を退職する際、同社に係る厚生年金保険被保険者期間につ  
いては脱退手当金を受給したが、申立期間に係る脱退手当金については受給して  
いないとしている。

しかしながら、申立人は昭和 41 年 5 月 31 日が支給決定日である脱退手当  
金を受給したことを認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去のすべ  
ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、これによ  
り同年 5 月 31 日に支給決定される脱退手当金は、オンライン記録によれば、  
A社及びB社の厚生年金保険被保険者期間を合わせて支給されていることが  
確認でき、このほかに支給記録は認められないことから、申立期間も合わせて  
受給したと考えるのが自然である。

また、B社C支社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手  
当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を含  
む脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然  
さはうかがえず、ほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせ  
る事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期  
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 3 月 26 日まで  
② 昭和 39 年 6 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所（当時）に照会申出書を提出したところ、A社及びB社における厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとの回答をもらった。

脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求も受給もしていないとしている。

そこで、B社の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名がそれぞれ昭和 41 年 9 月 21 日及び同年 10 月 31 日に旧姓から新姓に変更されていることが確認できることから、申立人の脱退手当金が同年 12 月 20 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の最終事業所であるB社の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているほか、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後では別の記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために異なっていると考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月2日から58年1月1日まで

私は、昭和51年9月にA社からB社に出向した。その後、同社において57年8月に定年となったが、嘱託として同年12月31日まで継続して勤務した。

オンライン記録によると、B社に嘱託として勤務していた昭和57年9月2日から58年1月1日までが、厚生年金保険に未加入とされている。

雇用保険の記録により、B社に昭和57年12月末まで勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において、B社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、B社において、65歳に達し嘱託となった直後の昭和57年9月21日に厚生年金保険の老齢給付の裁定請求を行い、同年10月21日付けで、支給事由発生日を55年6月1日にさかのぼって裁定されていることが確認できる。

ところで、申立人は、B社在職中に老齢給付の裁定請求を行っていることから、当時の報酬額によっては、年金額の全部又は一部が支給停止の対象となる。そこで、申立人に係る当時の報酬額をみると、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失時（昭和57年8月）の標準報酬月額、及び公共職業安定所が保管する申立人に係る雇用保険受給資格者証に記載された同社勤務時の賃金日額（離職前6か月の平均額）から、申立人は、申立期間当時おおよそ16万円の収入があったものと認められ、当時の在職老齢年金の支給基準からみると、申立期間中は年金額の2割の支給停止を受けることとなる。



しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、B社における勤務期間中、厚生年金保険被保険者記録のある期間は、年金額の一部支給停止（ただし、標準報酬月額の変更に伴い昭和56年11月から57年8月までは全額支給停止）を受けていたが、同社における被保険者資格の喪失月の翌月（昭和57年10月）から一部支給停止が解除され、全額支給を受けていること、及び一部支給停止解除の理由が退職時改定によるものであることが確認できること、在職老齢年金を受給している者が退職した場合、社会保険事務所（当時）に対し「厚生年金保険老齢年金支給停止事由消滅届・改定事由該当届」を提出することにより、厚生年金保険被保険者資格の喪失月の翌月に年金額の一部支給停止が解除され、全額支給となることを踏まえると、申立人は、申立期間においては厚生年金保険に加入していないことが認められる。

また、B社の当時の事業主は既に死亡し、当時の総務担当者は「申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については資料が残っていないため不明である」旨回答しているほか、同社が加入していたC健康保険組合は「資料の保存期間経過のため、申立人に係る加入記録は確認できない」旨回答しており、このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日まで  
オンライン記録によると、A社において勤務していた昭和 61 年 7 月 1 日から平成 5 年 3 月 1 日までの期間及び 6 年 8 月 1 日から 20 年 9 月 18 日までの期間のうち、昭和 61 年 7 月 1 日から平成 2 年 10 月 1 日までの標準報酬月額が、昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月までは 11 万 8,000 円、同年 10 月から 63 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から平成 2 年 9 月までは 30 万円とされている。

私の記憶によると、実際の給与支給額は昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月までは 25 万円、同年 10 月から平成 2 年 9 月までは 35 万円であった。

A社では、申立期間以外の一部期間について、従業員に係る標準報酬月額を実際の給与支給額より低く届け出ていることを認めており、オンライン記録は信用できない。申立期間においても、同社は私の標準報酬月額を実際の報酬額よりも低く届け出ているはずなので、当該期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における給与支給額及び保険料控除額を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料を保管していない旨陳述しているほか、A社の代表取締役も、「当時の資料は残っていない」旨回答している。

また、オンライン記録によると、申立人に係る申立期間中の標準報酬月額は、昭和 61 年 7 月から 62 年 9 月まで 11 万 8,000 円であったところ、同年 10 月から 26 万円と 2 倍以上に急増していることが確認できるが、A社の代表取締役は、この理由について、「申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得した当

初、B業は未経験であったため、しばらくの間はC業務に従事していたが、C業務従事者の給与は事務職と同程度としていた。昭和62年10月に給与支給額が急増しているのは、その時点でD職に職種が変わったためである」旨陳述している。

そこで、オンライン記録により、A社における申立期間当時の事務職二人に係る標準報酬月額をみると、一人は13万4,000円から15万円、残る一人は11万8,000円から12万6,000円となっており、申立人と大きな差はないことが認められる。また、同社代表取締役の子息で、同代表取締役が「入社後しばらくC業務をさせていた」旨陳述している現専務取締役に係るC業務従事期間（昭和62年4月から同年9月まで）の標準報酬月額は17万円であることが認められる。

さらに、申立人より年長で、D職として給与も比較的高かった同僚の申立期間に係る標準報酬月額は28万円から34万円となっており、当該同僚は、「標準報酬月額は給与支給額に見合ったものであった」旨陳述している。

加えて、社会保険庁（当時）の記録によると、申立期間において申立人に係る標準報酬月額が<sup>そきゅう</sup>遡及して引き下げられた形跡は見当たらない。

以上の事情を踏まえると、申立期間に係る標準報酬月額が申立人の主張する額であったことをうかがわせる事情は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、給与から支給額に応じた厚生年金保険料を控除されていた事情等は見当たらない、

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 55 年 8 月 25 日まで

私の夫は、昭和 54 年 8 月から 55 年 8 月 25 日まで、C 市にあった A 社において B 業務に従事していたが、オンライン記録によると、同社における厚生年金保険被保険者記録が見当たらない。

当時の出来事として、会社で火災が起こり、車で駆けつけたことがあり、消防車が何台も来たことを覚えている。

申立期間において A 社で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中の勤務が確認できる同僚二人から、「申立人を覚えている」旨の陳述が得られたことから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人の妻は、「申立期間当時、夫の給与明細書を見たことがあったが、社会保険料の控除はなかった。夫の方から社会保険に加入したくない旨申し出たかもしれない。会社に勤めながら厚生年金保険に加入していなかったことについて、腹立たしく感じている」旨陳述している。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中の勤務が確認できる別の同僚から、「申立人のことは覚えていないが、当時、アルバイト、短期間勤務者等で社会保険に加入していない社員がいた」旨の陳述が得られたほか、申立人については、同社における雇用保険の記録も確認できない。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の健康

保険整理番号に欠番は見当たらず、申立人に係る記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 14 年 2 月まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務しており、当時の給与所得の源泉徴収票には、社会保険料等の欄に金額が計上されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から判断して、申立人が申立期間に A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の申立人に係る賃金台帳を見ると、厚生年金保険料欄は0円で、厚生年金保険料は控除されておらず、申立人提出の給与明細書（平成 14 年 1 月分及び同年 2 月分）でも、厚生年金保険料は控除されていない。

また、A社は、「申立人は、申立期間はB国本社に在籍し、出向社員として、日本のA社に勤務していた。当時、申立人の日本での勤務期間も未定であったため、C市役所で国民健康保険に加入してもらい、国民健康保険料については、会社が全額負担していた。申立期間に申立人の厚生年金保険加入手続は行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。年末調整時には、国民健康保険料を社会保険料控除（申告による控除）として申告し、所得税の計算をしていた。したがって、源泉徴収票の「社会保険料等」欄に記載されている金額は、国民健康保険料である」としており、同社から申立人に国民健康保険料相当額が支給されていることが、上述の賃金台帳においても、確認できる。

さらに、C市役所に照会したところ、申立人が、同市において、申立期間に

国民健康保険に加入していることが確認できた。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 34 年 7 月 5 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。同社を退職後、失業保険を半年間受給したことを覚えているので、同社には11か月から1年ほど勤務したはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録から、申立人の厚生年金保険手帳記号番号がA社における資格取得日である昭和34年7月5日に払い出されていることが確認できる上、申立人が申立てのとおり失業保険を受給したか否かについては、当時の記録が保存されておらず、確認することができない。

また、A社は平成14年に破産しており、申立期間当時の事業主は既に死亡していて、経理担当者の連絡先も不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、申立人は、同僚の名前をほとんど記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間を含む昭和33年7月から35年6月までに被保険者資格を取得している元従業員58人を抽出し、住所が判明した24人に照会し14人から回答を得たが、申立人を記憶していると回答した者1人の記憶は、申立期間の記憶かどうか曖昧であり、ほかの13人は申立人を記憶していない。

加えて、申立人は、当初、申立期間を昭和34年8月18日から35年7月ま



でとしていたが、当該期間についても、申立人を記憶している同僚はいない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から同年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 50 年 2 月から勤務していたと記憶しているので、入社当初の被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間からA社（現在は、B社）に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録のある元従業員に照会しても、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが推認できる陳述は得られない。

また、雇用保険の記録でも、申立人は、昭和 50 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、B社の現在の総務担当者は、「現在は、入社後 3 か月の試用期間を経過した者を本採用とし、その時点から、雇用保険と厚生年金保険等に同時加入させており、それまでは給与から保険料は控除していない。したがって、申立期間当時の資料は無いが、当時も同様の取扱いであったとすれば、たとえ被保険者資格の取得以前に在職していたとしても、給与から保険料を控除していなかったはずである」と陳述しているところ、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員二人について、雇用保険の記録をみると、申立人と同様、雇用保険の被保険者資格の取得日は、厚生年金保険の被保険者資格の取得日に一致している。

加えて、申立人が、入社時に申立人の健康保険の加入手続を事務担当者に指示したと記憶しているA社の申立期間当時の社長は既に死亡しており、当時の事務担当者からは回答が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月から36年6月まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和35年11月ごろから36年3月ごろまで同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「昭和33年から40年までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えをすべて確認したが、申立人の氏名は確認できなかった。当社は、申立期間当時、正社員以外の形態で勤務する者については、社会保険の加入手続を行っていなかったため、仮に、申立人が当社に勤務していたとしても、資格取得届の控えが無い以上、申立人が正社員でないことから加入手続を行わなかったものと考えられる」としている。

また、申立人及び複数の元従業員は、「申立期間当時、A社では100人以上の従業員が勤務していた」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における同社の被保険者数は最大で94人であることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を社会保険に加入させていた訳ではなかった状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 15 日ごろから同年 12 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、高校卒業とほぼ同時の昭和 33 年 3 月 15 日ごろから勤務したので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、厚生年金保険手帳記号番号払出簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同じ高校から一緒に同社に入社したと陳述している同僚及び7歳ぐらい年上の先輩であると陳述している同僚の厚生年金保険の資格取得日は、両者共に申立人と同じ昭和 33 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿から、申立人と同時期に資格を取得している同僚 19 人のうち、連絡先の判明した 13 人に照会したところ、回答のあった 6 人は、申立期間と同時期の昭和 33 年 3 月から同年 12 月までの期間に、A社に入社した従業員は 5 人から 8 人であると回答している。そこで、当該被保険者名簿を見ると、当該期間に同社で資格を取得している従業員は申立人を含め 9 人であることが確認でき、前述の 6 人の同僚の回答とほぼ一致するが、その 9 人の従業員全員が同年 12 月 1 日の同一日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の 6 人の同僚は、全員が、自身が記憶する入社日から 9 か月から 10 か月後に資格を取得していることから、A社は、申立期間当時、何らか

の理由により、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、A社は、昭和53年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当時の事業主も所在不明であるため、同社及び当時の事業主から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等を確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 11 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A社に平成 8 年 1 月 8 日から勤務した。しかし、社会保険事務所(当時)の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。同社発行の在職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人提出のA社における在職期間証明書及び同僚の陳述により、申立人は申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録をみると、資格取得日は平成 8 年 2 月 1 日、離職日が 10 年 11 月 30 日となっており、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に加入記録のある同僚 22 名を抽出し照会したところ、10 名から回答を得たが、このうちの 2 名は、「厚生年金保険には、入社した翌月から加入した」と陳述しているほか、ほかの同僚も「A社では雇用形態及び報酬額等は個別に契約しており、正社員であっても全員が入社と同時に厚生年金保険に加入していた訳ではなく、入社した翌月に社会保険に加入する取扱いもあったように思う」旨回答している。このことから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていた訳ではなかったことがうかがわれる。

さらに、A社は、申立期間当時の資料が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については確認できないと回答している。

なお、申立人提出の預金通帳によると、申立期間に係るA社からの給与振込額が確認できるものの、当該給与振込額は各月ごとにそれぞれ変動している上、



申立人の陳述及び同社の回答内容からも申立人の給与月額及びその他の手当額を特定することができなかったことから、申立人の申立期間における保険料控除額について検証することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、A社に昭和 29 年 4 月 10 日から 39 年 4 月 30 日まで住み込みで勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が昭和 30 年 4 月 1 日になっているが、同社を退職する時には製品を材料から完成品に仕上げることができるようになっており、厚生年金保険の加入記録のある一年間の勤務だけではこの技量に達することは不可能であるので、申立期間は同社に勤務していたはずである」と申し立てている。

しかしながら、A社の当時の事業主及び役員は亡くなっているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等について確認することはできない。

また、A社で勤務していた同僚のうち、昭和 28 年 4 月に同社に入社した同僚は、「申立人のことは記憶していない」と陳述しているほか、31 年 4 月に入社した同僚は、「A社の従業員は 6 名ほどであった。仮に、申立人が申立期間に同社に勤務していた場合、8 年間一緒に勤務したことになるが、申立人のことを全く記憶していないことから、申立人は自分が入社した時には在籍していなかったように思う」旨陳述していることなどから、申立人の申立期間における在籍を確認することはできなかった。

さらに、上記のとおり、A社の当時の事業主及び役員は亡くなっており、申

立人の申立期間における保険料控除等についても確認することができない。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時の健康保険整理番号には欠番は無く、記録に不自然な点もうかがえない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

一方、申立人がA社の次に勤務したB社の同僚からは、「申立人は、自分が入社した昭和34年当時には既にB社で勤務していた」旨の陳述が得られたことから判断すると、申立人は申立期間において、B社で勤務していたことが考えられる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年6月1日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、B社は、平成9年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に亡くなっていることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入等について確認することができない。

さらに、B社が適用事業所となった日に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚からは、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間においては、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった」旨の陳述が得られた。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 30 日から 11 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 9 月 1 日から平成 11 年 8 月 31 日まで A 社に継続して勤務したが、オンライン記録では資格喪失日が 10 年 11 月 30 日となっている。

申立期間は国民年金保険料を支払ったことになっているが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A 社は平成 10 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚の資格喪失日は申立人と同じく平成 10 年 11 月 30 日となっていることが確認できるほか、当該同僚は「申立期間当時に社長から、経営状態が悪いので社会保険の適用事業所ではなくなる。各自で国民年金に加入するようにとの説明を受けた」としており、当時の事業主からもこれと符合する内容の陳述が得られた。

さらに、上記同僚から「当時、A 社で給与計算事務を担当していたが、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかった」旨の陳述が得られた。

なお、A 社における厚生年金保険と健康保険の保険料控除方式は翌月控除であったところ、申立人提出の「平成 11 年市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁(当時)に記録されている平成 9 年 12 月から 10 年 10 月までに係る厚生年金保険料及び健康保険

料並びに同年1月から同年12月までの期間に係る雇用保険料の合計額とほぼ一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は申立期間において健康保険の任意継続被保険者として保険料を納付していることが確認できるほか、申立期間を含む平成10年11月から11年9月までの国民年金保険料を妻と一緒に夫婦二人分を現年度納付していることも確認できる。

また、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行っても、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月ごろから 39 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 7 月ごろから 40 年 2 月 1 日まで A 社に勤務し、B 事業所及び C 事業所で D 職をしていた。しかし、社会保険庁(当時)の記録では、資格取得日が入社して 20 か月後の 39 年 3 月 1 日となっている。入社当初、前職(E 社)に係る厚生年金保険被保険者証が見つからなかったため、A 社では、新しい厚生年金保険の記号番号で加入し、2 年後に前の厚生年金保険被保険者証が見つかったので年金記号番号を訂正した記憶がある。

申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間において、A 社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿(払出票)によると、申立人の厚生年金保険記号番号は資格取得日が昭和 39 年 3 月 1 日として同年 3 月 26 日に払い出されていることが確認できる。

また、A 社の当時の代表取締役は、既に亡くなっているため申立人の保険料控除について確認できない一方、当時の社会保険事務担当者からは、「当社では、本人が社会保険加入を希望しなかった場合には加入させていなかった。当時、そのような取扱いをした従業員が数名いたほか、結婚を契機に社会保険に加入したいと希望した従業員もいたと記憶している」との陳述が得られた。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検

索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 5 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっている旨の回答を得た。

申立期間当時において、私はA社の代表取締役であったが、経営不振のため平成 14 年 5 月に同社は解散した。

解散に際し、A社には社会保険料の滞納があったが、社会保険事務所の指導を受けて保険料を縮減するための届出をした。

しかし、その届出が私の標準報酬月額を引き下げる処理であることについては知らなかったので、申立期間の標準報酬月額を元の金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社は、平成 14 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同社が適用事業所ではなくなった日の後の同年 6 月 25 日付けで、32 万円から 9 万 8,000 円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記の記録及び申立人の陳述から、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社は経営不振で資金繰りが苦しく、社会保険料についても 1 か月分の滞納があったとしている。

さらに、申立人は、滞納した社会保険料の納付について、社会保険事務所の職員の指導を受けて、保険料を縮減するための届出をしたと陳述していることから、申立期間に係る申立人自身の標準報酬月額の減額処理について、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに無断で処理を行ったものと



は考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 40 年 5 月 8 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
申立期間は、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の労働者名簿から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが認められる。

しかし、当該労働者名簿において、申立人の厚生年金保険に係る被保険者資格の取得日は、社会保険事務所の記録と一致している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある者3人のうち聴取できた1人は、「入社後、6か月ほどの見習い期間があった」と陳述している。

さらに、A社は、入社後6か月は試用期間であり、厚生年金保険には加入させておらず、申立人の申立期間の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 2 日から 63 年 4 月 27 日まで  
私は、申立期間においてA社にC業務従事者として勤務していた。

在籍期間に係る標準報酬月額が、当時の給与明細書の総支給額と相当の差があり、A社は、低額の基本給のみを算定の基礎とし標準報酬月額の決定を行い、厚生年金保険料は毎月の売上高の6割に相当する約18万円に相当する保険料が控除されていたと思う。

また、A社には、労働組合が2つあり、私の所属していない方の組合は、訴えが認められ、記録が訂正されたと聞いているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社した昭和50年8月以降、毎月18万円相当の給与を同社から支給されていたと記憶していることから、社会保険庁(当時)の標準報酬月額(5万6,000円から8万円まで)は誤りであると申し立てている。

しかし、A社から提出された被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書の写しを見ると、同社がB社会保険事務所(当時)に対し、申立人の資格取得時の報酬月額を5万7,000円と届出を行い、その結果、標準報酬月額が5万6,000円と決定されたことが確認できる。また、申立人が所持している申立期間のうち、5か月分の給与明細書をみると、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社社会保険担当者は、「届け出た標準報酬月額に係る保険料を控除しており、この保険料額を超えての控除はないと思う」と陳述している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同一日及び前後

2か月に入社した複数の同僚の記録をみると、資格取得日時点の標準報酬月額  
は、申立人と同額であり、その後の標準報酬月額の変遷を見ても、申立人の標  
準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらない。  
い。

なお、申立期間当時、A社において、申立人が所属していない方の労働組合  
に所属していたとする同僚は、「標準報酬月額に関しては何の訂正もされてい  
ない」としており、同社社会保険担当者も、「申立期間当時、基本給のみで標準  
報酬月額を算定していたことに起因する年金不足分については補償したこと  
はないと思う」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく  
厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判  
断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主  
張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ  
れていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 8 月まで

社会保険事務所（当時）の記録では、私がA社に勤務時の昭和 61 年 10 月から 62 年 8 月まで（申立期間）の標準報酬月額が前後の期間よりも 6 万円少ない 41 万円になっている。しかし、61 年 1 月に給与月額が 41 万円から 47 万円に昇給後、給与が減少することはなかったため、申立期間の標準報酬月額を前後の記録に合わせて 47 万円に訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の給与が減額されたことは一度もないことから、申立期間の標準報酬月額が前後の期間と比べて減少することは考えられないと申し立てている。

しかし、申立人から申立期間当時の給与明細書等の提出は無く、また、A社も申立期間当時の賃金台帳等、申立人の給与支給額を確認できる資料を保管していない。

さらに、A社が加入していたE厚生年金基金の記録をみると、申立期間当時の申立人の標準給与月額が社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

加えて、A社が提出した申立人に係る人事台帳をみると、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日に「B職」から「C職」に昇格後、同年 7 月 1 日に「D職」に移行していることが確認でき、A社の人事担当者は、「B職には個人の

販売成績に応じた販売手当が支給されるが、D職は直接に販売活動を行わないために部下の販売成績に応じた手当が支給される。しかし、C職は部下がいないため、いずれの手当も支給されない」と陳述していることから、申立人が「C職」であった同年4月1日から同年6月30日までは、いずれの手当も支給されず、給与支給額が「B職」時代より減少したと考えることが自然である。このことは、申立人と同様に「B職」から「C職」に昇格した同僚の昇格直後の定時決定に基づく標準報酬月額が、「B職」時代よりも減少していることと符合する。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から47年4月1日まで

私は、昭和46年6月から47年4月1日まで、A社B部門でアルバイトとして勤務し、同年4月1日からは同社C部門で臨時社員となり、48年4月1日まで勤務した。

年金記録確認第三者委員会から、私あてに送られてきた同僚照会文書により、A社C部門に勤務していた時の同僚が、「ほかの人がアルバイトの期間も厚生年金保険の被保険者となっているのに、自分のアルバイト期間が被保険者とされていない」と申立てをしていることを知り、その時に私自身のA社B部門でのアルバイト期間が被保険者期間になっていないことに気が付いた。

A社B部門に初出勤の日に年金手帳と雇用保険被保険者証を提出したことを記憶している。調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B部門の元社員及び同部門で勤務していた同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間のうちの一定期間、A社B部門でアルバイト勤務していたことは推定できる。

しかし、申立期間においてA社B部門で勤務をしていたと回答のあった同僚3人（臨時社員1人、アルバイト勤務2人）のうち2人は、「アルバイトは社会保険には加入していなかった」と陳述しているところ、臨時社員であった同僚には同部門に係る厚生年金保険の記録があり、アルバイト勤務の同僚2人については当該厚生年金保険の記録は無かった。

また、申立人の雇用保険の加入記録をみると、申立期間は雇用保険被保険者とはされておらず、臨時社員に採用された昭和47年4月1日にA社C部門で雇用保険被保険者資格を取得しており、厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

以上のことから、A社B部門は、雇用保険と厚生年金保険への加入手続を同時に行っていたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から23年2月1日まで

昭和62年5月19日の年金受給手続の際に、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、21年から23年にかけて勤務したA事業所での加入記録が未加入となっているとの回答を受けた。

A事業所には兄の紹介で就職した。A事業所の社長はB協会の会長だったのを記憶している。私は、C業務に従事しており住み込みで勤めていた。

当時の保険料納付を示す資料は持っていないが、保険料は給与から控除されていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間のうちの一定期間、A事業所に勤務していたことが推定できる。

しかし、社会保険庁(当時)の記録によると、A事業所は昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所は昭和23年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は連絡先不明のため、同事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。さらに、申立人が記憶している同僚は、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料の控除もされていなかったと陳述している。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月21日から61年6月21日まで  
② 昭和61年6月21日から62年3月16日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と大きく異なっていた。

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務したが、いずれも28万円程度の給与が支給されていたので、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社から月額28万円程度の給与を得ていたと申し立てている。

しかし、A社を吸収合併したB社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、当時の事務担当者も死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除額を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、同時期に被保険者資格を取得しているほかの元従業員とほぼ同額である。

さらに、当該被保険者名簿において申立期間同時に被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、A社における自身の標準報酬月額に係る記録に不自然な点があると回答した者はいなかった。

加えて、B社は、「申立期間当時、給与の25パーセントは賞与の前払いとして支給しており、標準報酬月額の算定には含めていなかったと聞いている」としている。

また、前述被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が

さかのぼって訂正された事蹟<sup>じせき</sup>は見当たらない。

申立期間②については、雇用保険被保険者離職票の記載から、申立人のB社における離職前6か月の給与額は、17万103円から23万5,624円の間で推移していたことが確認できる。

しかし、B社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失時における標準報酬月額が15万円と記載されており、社会保険事務所の記録と一致している。

また、B社は、「賃金台帳等申立期間当時の保険料控除額を確認できる資料は保管していないが、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を控除していた」としている。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、同時期に被保険者資格を取得しているほかの元従業員とほぼ同額である。

加えて、当該被保険者名簿において申立期間同時に被保険者記録が有る複数の元従業員に照会したが、B社における自身の標準報酬月額に係る記録に不自然な点があると回答した者はいなかった。

また、前述被保険者名簿を見ても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正された事蹟は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額(28万円程度)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月1日から63年7月26日まで

私の年金額は、A事業所及び同事業所が社名変更したB事業所で自身と同じC職として勤務していた同僚よりも少ない。C職の給与額は、会社と労働組合との取決めにより同一水準であったので、私の標準報酬月額の記録がおかしいと思う。申立期間について、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証の記録から、申立人のB事業所における離職前6か月の平均給与月額が39万4,530円（離職時の賃金日額は1万3,151円）であったことが確認できる。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、昭和40年4月以前、同年10月から46年10月までの期間、48年8月から同年10月までの期間及び49年7月から51年7月までの期間、123か月については、それぞれ当時における最高等級に該当し、また、これらを除く期間については、申立人が記憶する同僚7人と比較してほぼ同じ標準報酬月額となっている。

さらに、事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失時（昭和63年6月）の標準報酬月額及び厚生年金基金の加入員台帳に記載されている申立人に係る昭和46年6月から63年6月までの標準報酬月額は、いずれも社会保険事務所の記録と一致している。

加えて、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険料の7割を事業主が負担していたと陳述しているところ、申立人が所持する昭和55年度及び56年度の

市・県民税特別徴収額通知書に記載された社会保険料額は、被保険者負担を3割とすると、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料控除額とおおむね一致している。

また、A事業所及びB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿並びにオンライン記録をみても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって訂正された事蹟<sup>じせき</sup>は見当たらない。

さらに、事業主は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 3 月ごろから 29 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 11 月 21 日から 30 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。同事業所には、昭和 28 年 3 月から 30 年 3 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A事業所は、昭和 35 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、同事業所等から申立期間における申立人の保険料控除等の状況を確認することはできない。

また、申立人と同一日に入社したとする同僚の資格取得日は、申立人と同じ昭和 29 年 5 月 1 日である。

さらに、申立期間当時に事務担当者であったとする別の同僚も、資格取得日は、自身が記憶する入社時期から約 4 年後である。

これらから、A事業所では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人は、申立期間もA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会したが、申立期間における申立人

の勤務実態等は確認できなかった。

また、前述の事情により、A事業所からも、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月ごろから 42 年 7 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、私は、の知人の紹介で、A事業所に入社し、申立期間は同事業所でB業務に従事していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時勤務していたとするA事業所は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

さらに、申立期間当時の事業主及び申立人が記憶している元同僚は所在不明であり、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月 21 日から同年 9 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は、A社から同社の事業主が新たに設立したB社に移籍した時期であり、両社に切れ目無く勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主等の陳述から判断して、申立人が申立期間もB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録において、B社は昭和 63 年 9 月 1 日に新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社及びB社の事業主は、「申立期間当時、A社が負債を抱えたためB社を設立し、申立人を含む5人の社員を異動させた。その際、異動させた社員5人については、A社での厚生年金保険被保険者資格を異動時の昭和 63 年 7 月 21 日に喪失させたが、B社が新規適用事業所となるまでの間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料の控除もしていない」と陳述しており、オンライン記録をみると、申立人以外に4人の従業員が、申立人と同様に、申立期間は未加入期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月1日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私の所持する厚生年金保険被保険者証では、加入年月日が昭和35年1月1日となっているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年1月からA事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年11月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A事業所の元従業員の一人名は、同事業所で給与から厚生年金保険料の控除が始まったのは、昭和35年11月に適用事業所になってからであったと陳述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ても、申立人の記号番号の払出日は昭和35年12月17日であり、同払出簿及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格取得日は、いずれも同年11月1日であることが確認できる。

なお、申立人の保存する厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日が昭和35年1月1日となっているのは、A事業所が適用事業所となったのが同年11月1日であることから、記載誤りによるものと考えられる。

加えて、A事業所及び前述被保険者名簿において被保険者記録の有る元従業

員における申立人の勤務等を確認できる陳述等は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 9 月 1 日から 29 年 1 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

A社には、昭和 28 年 9 月 1 日から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員に照会しても、申立人の申立期間における勤務は確認できない。

また、当該元従業員の一人は、「入社後、最初の4か月は試用期間で厚生年金保険に加入できなかった」と陳述しているところ、同人のA社における厚生年金保険の加入状況をみると、本人が記憶している入社時期の4か月後に被保険者資格を取得していることから、同社では、申立期間当時、必ずしも採用後すぐには従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、平成10年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の資料は保存されていないほか、当時の給与担当者等の所在も不明であるため、同社等から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除等の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 3 日から 43 年 1 月 20 日まで  
私は、申立期間においてA社に正社員として勤務し、B業務に従事していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA社の新年会の写真（昭和 42 年 1 月）から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 46 年 3 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社が適用事業所となる前に入社した同僚は、「入社時、会社が社会保険に加入していないことは、会社から説明を受けて知っていた」としているほか、適用事業所となる前に入社した複数の同僚は、「昭和 46 年 3 月に会社が社会保険に加入したことを覚えている。社会保険に加入する前は、給与から保険料は引かれていなかった」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで

私が、A社で勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、事業主が届け出た健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に誤りがあったため、47 万円となっている。これは通勤定期代を算入しないで、上記届を提出したためであり、正しい標準報酬月額である 53 万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人から提出された給与明細書（平成 15 年 4 月から 16 年 6 月までの計 15 か月分）における厚生年金保険料控除額は、給与支給総額を基に所定の方法で算定された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料となっている。

また、上記給与明細書における厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により、事業主が届け出た申立人の標準報酬月額で算定した厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

さらに、申立人は、「事業主が通勤定期代を算入しないで、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出した」と申し立てているところ、A社の総務部も、「申立人から申立期間の標準報酬月額が下がっているという相

談を受け、調べたところ、通勤定期代を算入しない給与総額で届出をしたことが分かった」旨を陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月 21 日から 56 年 1 月 12 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。私は、同事業所に昭和 46 年 7 月 1 日に採用され、申立期間も含め平成 5 年 10 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部においてA社から社会保険手続業務を受託していたB事業所（申立期間当時は、C事業所）は、「申立人は、昭和 56 年 1 月に雇用保険に加入した記録がある。確認できる資料は残っていないが、雇用保険の加入と同時期に厚生年金保険及び健康保険にも加入したと思われる」と陳述しており、また、申立期間において申立人の同事業所における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、申立人は同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を昭和 48 年 12 月 21 日に喪失し、その後、同事業所で同被保険者資格を雇用保険の資格取得日と同じ56年 1 月 12 日に再取得していることが確認できる上、同名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

加えて、上記名簿において、被保険者資格喪失後の昭和 49 年 4 月 3 日に健康保険被保険者証を返納した記録が確認できるところ、申立人は、「健康保険は国民健康保険であったように思う」と陳述している。

また、申立人は、「当時の同僚の名前は思い出せない」と陳述しており、上記名簿から所在の判明した複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認する

ことはできなかった。

さらに、A社は既に適用事業所ではなくなっているほか、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月4日から33年3月1日まで

私は、昭和32年1月4日から33年2月28日までA事業所でB職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が発行する在職証明書から、申立人が昭和32年1月4日から33年2月28日まで勤務(昭和32年1月4日から同年3月31日までは臨時職員、同年4月1日から33年2月28日までは正規職員)していたことが確認できる。

しかし、A事業所は、「申立期間において、A事業所はC共済組合に加入していた。申立人の正規職員としての勤務期間は1年未満であり、退職時に勤務年数17年の共済年金受給条件に満たないため、条例の定める算出基準に基づき退職一時金2,600円が申立人に支払われているようである」と陳述している。

また、オンライン記録によると、A事業所は、昭和55年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人がA事業所で臨時職員であった期間の保険料控除について、同事業所の厚生事務担当は、「当事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和55年であり、適用事業所より前にあたる申立期間に臨時職員から厚生年金保険料は控除していないはずである」と陳述している。

加えて、申立期間当時の同僚は死亡及び所在不明のため、これらの者から申立人に係る勤務実態及び保険料控除を確認することができなかった。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月10日から30年8月1日まで

私は、申立期間においてA社でB業務をしていた。この間が厚生年金保険に未加入とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てしているところ、申立人が名前を挙げた同僚4人は、いずれも同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記名簿から抽出調査し回答のあった同僚7人は、いずれも申立人を覚えておらず、複数の同僚は、「当時、A社のB業務担当は10人ほどしかいなかったもので、申立人が1年半ほど勤務していたのであれば記憶が無いはずがない。勤務していたとしてもわずかな期間であると思う」旨陳述している。

また、申立人は、A社における勤務期間について、「前の職場を退職（昭和29年2月4日）してから新聞広告を見て入社したので、1か月から2か経過していたかも知れない」、「退職の時期については、同僚の退職（昭和30年3月30日）より前であったと思う」旨陳述しているなど、申立人の申立期間についての記憶も曖昧であることから、申立人は短期間の勤務であり、厚生年金保険への加入手続前に離職した可能性がうかがえる。

さらに、A社は既に廃業している上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっているため、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

加えて、上記名簿の申立期間において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点もうかがえない。

また、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

さらに、申立人は、「申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたかについては分からない。健康保険被保険者証の取得及び使用について記憶が無い」としている。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで

私は、A市B区にあったC社というD職種店で、昭和 37 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 31 日までE業務に従事していたが、厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。正社員として同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、C社の同僚の名前を多数記憶しており、また同僚も申立人が同社に勤務していたことを記憶していることから、在職期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 40 年 5 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、C社が適用事業所となる前に入社した同僚は、「C社は、入社当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 40 年 5 月 1 日に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった」旨の陳述をしている。

さらに、C社は現在事業を行っていない状態にあり、申立期間当時の人事資料を保存しておらず、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録は無い。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 10 日から 22 年 3 月ごろまで  
国（厚生労働省）の記録では、私の A 社 B 支店での厚生年金保険被保険者期間が昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 11 月 10 日までとなっている。  
しかし、私は、昭和 22 年 3 月ごろまで A 社 B 支店に勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 22 年 3 月ごろまで A 社 B 支店に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A 社が提出した申立人の在籍証明書を見ると、同社での申立人の在籍が昭和 20 年 11 月 10 日までであった旨記載されており、同社は、「当社は、従業員の入退社日及び社内履歴等の人事記録をマイクロフィルムで保管しており、当社での申立人の在籍は同年 11 月 10 日までであったことが確認できる」旨回答している。

また、申立人からは、申立期間当時の同僚の氏名等を聞くことができず、これらの者から申立人の申立期間の在籍状況及び厚生年金保険料の控除の状況に関する陳述を得ることはできなかった。

さらに、A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄を見ると、備考欄に「軍応徴」という文字が確認できるところ、同社は、「当社がマイクロフィルムで保管している申立人の人事記録から、申立人が昭和 19 年 10 月 20 日に女子挺身隊に加入している記録が確認できる。申立人は、当社在籍中に女子挺身隊に加入し、終戦により当社に戻ってきた後に退職した可能性がある」旨回答していることから、上記被保険者名簿に申立人と同様の「軍応徴」の文字が確認できる複数の女性同僚に照会を行おうとしたものの、いずれの同



僚の連絡先も不明であるため、申立期間当時の事情を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 10 月 1 日まで

会社が経営不振になり、厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所(当時)の担当者から、役員である私と社長の報酬額を下げたこととして保険料額を少なくするように言われ、これに従った。

しかし、事實は、給料を下げていなかったもので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険に係るオンライン記録により、申立人の申立期間における標準報酬月額については、当初、32 万円と記録されていたところ、平成 5 年 2 月 2 日付けで、4 年 10 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿から、申立人は同社の取締役になっており、当時、配偶者であった夫は代表取締役になっていることが確認できる。

また、申立人は、「会社が経営不振になり、保険料を滞納していた当時、社会保険事務所から役員の報酬額を遡<sup>そきゅう</sup>及訂正して保険料額を下げるよう指導された。その際、対応したのは自分自身であり、関係書類への社判押印も自分が行った」と陳述している。

さらに、申立期間当時、A社で厚生年金保険被保険者記録と現住所が確認できる被保険者 10 人に照会文書を送付したところ、6 人から回答があり、うち 4 人から「申立人は経理総務担当であった」との証言が得られた(残りの 2 人は、「B支店勤務だったので分からない」と陳述している。)

以上の事情から、申立期間に係る平成 5 年 2 月 2 日付けの遡及訂正手続について、申立人は、社会保険事務について権限を有する経理総務を担当する取締

役として月額変更届書等に社判を押ししたことを認めており、申立人は、当該減額処理に係るA社の意思決定について一定の責任を有していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額が減額処理に職務上関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 7 月 18 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 7 月ごろまで

A社で昭和 60 年 7 月 18 日から 61 年 7 月まで約 1 年間勤務したのに、厚生年金保険被保険者記録では、1 か月しか加入記録がないことに納得できない。雇用保険の記録もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間の一部についてA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成 2 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に文書照会したところ、回答のあった 6 名のうち 5 名の同僚は、申立人が同社に勤務していたことを記憶していたものの、その勤務期間については明確な記憶が無く、このうち 1 名の同僚は、「当時同社で勤務していた社員は約 10 人であったが、そのうち半分が非正社員であった」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間中に国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、当該納付について申立人は、「納付した記憶は無いが、納付記録があるのであれば、自分が納付したのだと思う。アルバイトか何か正社員でない契約で働いていたのかも知れない」と陳述している。

加えて、申立人は、申立期間当時居住していたB県C市において、昭和 58

年5月1日から61年12月14日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶は無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月から 35 年 12 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社でB職として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間の一部において、A社でB職として勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 39 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は連絡先が不明であるため、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と同じ職種(B職)で、A社に昭和 33 年 11 月に入社したとする同僚は、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で 35 年 1 月に被保険者資格を取得していることが確認でき、34 年 7 月に入社したとする別の同僚は、同名簿において 35 年 7 月に被保険者資格を取得していることが確認できる上、「自分が入社した当時、社会保険は無かった」と陳述している。

さらに、申立人と同じ職種(B職)で、A社に昭和 35 年 1 月に入社したとする同僚は、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿で 36 年 5 月に被保険者資格を取得していることが確認でき、また、35 年ごろに入社したとする別の同僚は、同名簿で 36 年 5 月に被保険者資格を取得していることが確認できるが、当該同僚は、「自分は 2 年ぐらい勤務したが、被保険者記録は 3 か月しかない」と陳述している。

上記のことから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに

厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

一方、申立人は、「A社に入社して約1年後に、C業務からD業務の仕事をするようになった。D業務の仕事は、E状況で歩合が決まり、深夜に仕事をすると給料が割り増しになった」と申し立てているが、申立期間当時、申立人と同じ職種(B職)で同社に勤務していたことが確認できる複数の同僚は、「D業務の仕事をしていても手当は付かず、給料は一定だった」と陳述している。

また、申立人が、申立人と同じ時期に入社し、D業務の仕事には従事していなかったと記憶する同僚については、A社で昭和35年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社でD業務の仕事を主にしていた期間については、ほかのB職とは異なった働き方をしていたため、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行わなかったことがうかがわれる。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿で、同社が新規適用事業所となった昭和30年1月4日から適用事業所ではなくなった39年8月31日までにおいて、健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 1 日から平成 7 年 1 月 31 日まで

私は、A社に昭和 56 年 2 月 1 日から平成 7 年 1 月 31 日までB職として勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が未加入とされており、納得できない。健康保険は国民健康保険に加入していた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成 8 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、平成 12 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料は残されておらず、事業主も既に死亡していることから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、国民年金に係るオンライン記録において、申立期間中の昭和 60 年 8 月 1 日に国民年金手帳記号番号の払い出しを受けており、58 年 7 月から 59 年 3 月まで、同年 10 月から 60 年 3 月まで、62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付し、60 年 4 月から 61 年 3 月まで、63 年 4 月から平成 2 年 3 月までの同保険料を現年度納付、同年 4 月から 7 年 8 月までの同保険料を前納していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 56 年 2 月 21 日から平成 7 年 9 月 8 日まで、C 県D市において国民健康保険の加入記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から



の控除については、申立人に明確な記憶が無く、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 35 年 1 月 31 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。確認できる資料は残っていないが、昭和 32 年 8 月から 35 年 3 月まで同社に継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保管しておらず、当時の状況を知り得る者もないことから、申立人の同社における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる従業員に文書照会したところ、回答のあった7人全員が、「申立人のことを覚えていない」と陳述している。

さらに、申立人は、「昭和 32 年 8 月 1 日から、A社工場内にある『B社』に勤務し、同じ機械を使用していたため、同事業所がA社の系列会社であると思い申立てを行った」と陳述しているが、申立期間において、『B社』に該当する厚生年金保険の適用事業所を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年

金保険料を控除されていることをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。